

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例・規則・その他の規程対照表 (令和8(2026)年4月1日現在) 《「総量削減義務と排出量取引制度」関係抜粋》※赤字下線は2025年9月26日版からの変更点

条例	規則	その他の規程
<p>○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 平成12年条例第215号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 環境への負荷の低減の取組</p> <p>第一節 地球温暖化の対策の推進（第五条の二—第五条の六）</p> <p>第二節 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減</p> <p>第一款 温室効果ガス排出量の削減（第五条の七—第八条の五）</p> <p>第二款 登録検証機関（第八条の六—第八条の二十二）</p> <p>第二節の二 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減（第八条の二十三—第九条）</p> <p>第二節の三 エネルギー供給事業における環境への負荷の低減（第九条の二—第九条の七）</p> <p>第二節の四 削除</p> <p>第二節の五 地域におけるエネルギーの有効利用（第十七条の二—第十七条の二十三）</p> <p>第三節 建築物に係る環境配慮の措置（第十八条—第二十五条）</p> <p>第三節の二 家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減（第二十五条の二—第二十五条の八）</p> <p>第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策</p> <p>第一節 自動車環境管理計画書（第二十八条—第三十三条）</p> <p>第二節 自動車から発生する排出ガス及び温室効果ガス対策（第三十三条の二—第五十一条）</p> <p>第三節 エコドライブ（第五十一条の二—第五十六条）</p> <p>第四節 燃料規制等（第五十六条の二—第六十二条）</p> <p>第五節 自動車の騒音及び振動対策（第六十三条—第六十七条）</p> <p>第四章 工場公害対策等</p> <p>第一節 工場及び指定作業場の規制（第六十八条—第一百七条）</p> <p>第二節 化学物質の適正管理（第一百八条—第一百十二条）</p> <p>第三節 土壌及び地下水の汚染の防止（第一百十三条—第一百二十二条）</p> <p>第四節 建設工事に係る規制（第一百二十三条—第一百二十五条）</p>	<p>○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 平成13年規則第34号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 環境への負荷の低減の取組（第三条—第十五条）</p> <p>第三章 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策（第十六条—第二十一条）</p> <p>第四章 工場公害対策等（第二十二条—第七十四条）</p>	<p>その他の規程（告示、ガイドライン等）については現在改正作業中のため、掲載しておりません。</p>

第五節 特定行為の制限（第百二十六条—第百三十九条）

第六節 地下水の保全（第百四十条—第百四十五条）

## 第五章 緊急時の措置

第一節 大気汚染緊急時の措置（第百四十六条—第百四十八条）

第二節 水質汚濁緊急時の措置（第百四十九条・第百五十条）

## 第六章 雜則（第百五十一条—第百五十七条）

## 第七章 罰則（第百五十八条—第百六十五条）

## 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 環境への負荷 事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

三 地球温暖化 事業活動その他の人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

四 温室効果ガス 二酸化炭素その他東京都規則（以下「規則」という。）で定める物質をいう。

第五章 緊急時の措置（第七十五条—第七十九条）

第六章 雜則（第八十条—第八十三条）

## 附則

### 第一章 総則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### (用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

### 第二章 環境への負荷の低減の取組

#### (温室効果ガス)

第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 メタン
- 二 一酸化二窒素
- 三 次に掲げるハイドロフルオロカーボン
  - ア トリフルオロメタン（別名HFC-23）
  - イ ジフルオロメタン（別名HFC-32）

ウ フルオロメタン (別名 HFC-41)  
エ 1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン (別名 HFC-125)  
オ 1・1・2・2-テトラフルオロエタン (別名 HFC-134)  
カ 1・1・1・2-テトラフルオロエタン (別名 HFC-134 a)  
キ 1・1・2-トリフルオロエタン (別名 HFC-143)  
ク 1・1・1-トリフルオロエタン (別名 HFC-143 a)  
ケ 1・2-ジフルオロエタン (別名 HFC-152)  
コ 1・1-ジフルオロエタン (別名 HFC-152 a)  
サ フルオロエタン (別名 HFC-161)  
シ 1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン (別名 HFC-227 e a)  
ス 1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236 f a)  
セ 1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236 e a)  
ゾ 1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン (別名 HFC-236 c b)  
タ 1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245 c a)  
チ 1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-245 f a)  
ツ 1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン (別名 HFC-365m f c)  
テ 1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロベンタン (別名 HFC-43-10m e e)  
四 次に掲げるパーフルオロカーボン  
ア パーフルオロメタン (別名 PFC-14)  
イ パーフルオロエタン (別名 PFC-116)  
ウ パーフルオロプロパン (別名 PFC-218)  
エ パーフルオロシクロプロパン  
オ パーフルオロブタン (別名 PFC-31-10)  
カ パーフルオロシクロブタン (別名 PFC-c 318)  
キ パーフルオロベンタン (別名 PFC-41-12)  
ク パーフルオロヘキサン (別名 PFC-51-14)  
ケ パーフルオロデカル (別名 PFC-91-18)  
五 六ふつ化いおう  
六 三ふつ化窒素

ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

四の三 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

四の四 ヒートアイランド現象 エネルギーの消費に伴う人工排熱の増加、地表面の被覆の変化等により、地域的に地表及び大気の温度が高くなる現象をいう。

五 地域冷暖房 一定の地域における冷房、暖房又は給湯の用に供するため、冷凍機、ボイラー等の熱源機器を設置している施設において製造した冷水、温水又は蒸気を導管により複数の建物に供給する仕組みをいう。

#### （知事の責務）

第三条 知事は、この条例の定めるところにより、環境への負荷の低減のための必要な措置並びに公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を講ずるほか、その施策を事業者及び都民と連携して実施し、環境への負荷の低減及び公害の防止に努めることにより、良好な生活環境を保全し、もって都民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保しなければならない。

2 知事は、公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するとともに、その結果明らかになった公害の状況を都民に公表しなければならない。

3 知事は、環境への負荷の低減及び公害の防止に係る技術の開発及びその成果の普及を行うよう努めるとともに、小規模の事業者が環境への負荷を低減し、及び公害を防止するために行う施設の整備等について必要な助成措置を講ずるよう努めなければならない。

4 知事は、自らが事業活動を行う場合には、環境への負荷の低減及び公害の防止に資する行動を率先してとるよう努めなければならない。

#### （事業者の責務）

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

#### （再生可能エネルギー）

第三条の二 条例第二条第四号の三に規定する規則で定めるエネルギーは、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（化石燃料等を除く。）をいう。以下同じ。）を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）とする。

2 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(都民の責務)

第五条 都民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害の発生を防ぐよう努めるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 環境への負荷の低減の取組

### 第一節 地球温暖化の対策の推進

(都内温室効果ガス排出状況の公表)

第五条の二 知事は、毎年、都内における温室効果ガスの総排出量の状況を公表するものとする。

(事業者等との連携及び情報提供)

第五条の三 知事は、事業者、事業者で構成する団体等と連携して、温室効果ガスの排出の抑制のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制のための知見及び技術の普及を図るため、情報の提供その他の措置を講じるものとする。

(地球温暖化対策指針の作成)

第五条の四 知事は、事業活動に伴い温室効果ガスの排出を行っている事業者（以下「温室効果ガス排出事業者」という。）が、地球温暖化の対策を推進するための指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第五条の五 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化の対策を推進しなければならない。

2 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化の対策を推進するため、地球温暖化対策指針に定める組織体制の整備及び温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならない。

3 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、その事業活動に係る他の温室効果ガス排出事業者が実施する前二項の措置について、協力するよう努めなければならない。

(勧告)

第五条の六 知事は、温室効果ガス排出事業者が、前条第一項の規定による地球温暖化の対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして著しく不十分であるときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

第二節 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

第一款 温室効果ガス排出量の削減

(用語の定義)

第五条の七 この節及び次節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 温室効果ガス排出量 温室効果ガスである物質ごとに、温室効果ガス排出事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量として規則で定める方法により算定される当該物質の量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき規則で定める係数をいう。)を乗じて得た量をいう。

(温室効果ガス排出量の算定方法)

第三条の三 条例第五条の七第一号に規定する規則で定める方法は、別表第一に定めるとおりとする。ただし、第四条の十一の三第一項第一号、第四条の十七第二項、第四条の十八第二項第二号及び第三号、第四条の十九第六項並びに別表第一の三の三の特定温室効果ガス年度排出量にあっては、別表第一の三に定めるとおりとする。

(地球温暖化係数)

第三条の四 条例第五条の七第一号に規定する規則で定める係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

- 一 二酸化炭素 一
- 二 メタン 二十八
- 三 一酸化二窒素 二百六十五
- 四 トリフルオロメタン 一万二千四百
- 五 ジフルオロメタン 六百七十七
- 六 フルオロメタン 百十六
- 七 1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン 三千百七十
- 八 1・1・2・2-テトラフルオロエタン 千百二十
- 九 1・1・1・2-テトラフルオロエタン 千三百
- 十 1・1・2-トリフルオロエタン 三百二十八
- 十一 1・1・1-トリフルオロエタン 四千八百
- 十二 1・2-ジフルオロエタン 十六
- 十三 1・1-ジフルオロエタン 百三十八
- 十四 フルオロエタン 四
- 十五 1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン 三千三百五十

- 二 特定温室効果ガス 温室効果ガス排出量の削減が特に必要な温室効果ガスとして規則で定めるものをいう。
- 三 その他ガス 特定温室効果ガス以外の温室効果ガスをいう。
- 四 特定温室効果ガス排出量 特定温室効果ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。
- 五 その他ガス排出量 その他ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。
- 六 事業所 建物又は施設（専ら住居の用に供するものを除く。以下「建物等」という。）（エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等（当該みなされた建物等を含む。）の規則で定める所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす。）をいう。

十六 1・1・1・3・3・3—ヘキサフルオロプロパン 八千六十  
十七 1・1・1・2・3・3—ヘキサフルオロプロパン 千三百三十  
十八 1・1・1・2・2・3—ヘキサフルオロプロパン 千二百十  
十九 1・1・2・2・3—ペンタフルオロプロパン 七百十六  
二十 1・1・1・3・3—ペンタフルオロプロパン 八百五十八  
二十一 1・1・1・3・3—ペンタフルオロブタン 八百四  
二十二 1・1・1・2・3・4・4・5・5・5—デカフルオロベンタン 千六百五十  
二十三 パーフルオロメタン 六千六百三十  
二十四 パーフルオロエタン 一万一千百  
二十五 パーフルオロプロパン 八千九百  
二十六 パーフルオロシクロプロパン 九千二百  
  
二十七 パーフルオロブタン 九千二百  
二十八 パーフルオロシクロブタン 九千五百四十  
二十九 パーフルオロベンタン 八千五百五十  
三十 パーフルオロヘキサン 七千九百十  
三十一 パーフルオロデカルシン 七千百九十  
三十二 六ふつ化いおう 二万三千五百  
三十三 三ふつ化窒素 一万六千百

(特定温室効果ガス)

第三条の五 条例第五条の七第二号に規定する規則で定める温室効果ガスは、二酸化炭素（燃料、熱又は電気（以下「燃料等」という。）の使用に伴って排出されるものに限る。）とする。

(一の建物等とみなす近隣の建物等)

第三条の六 条例第五条の七第六号に規定する規則で定める所有者は、条例第五条の八第二項に規定する事業所を所有している事業者とする。

2 条例第五条の七第六号に規定する規則で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一 建物等の所有者（前項に規定する所有者をいう。以下この条及び第四条の二十一の四において同じ。）が、当該建物等に隣接する建

七 エネルギー管理の連動性 事業活動に係るエネルギー(貨物又は旅客の輸送の用に供されるエネルギーを除く。)の一体的な管理が可能な状態として規則で定める状態にあることをいう。

八 指定地球温暖化対策事業所 次に掲げる事業所をいう。

ア 地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として、次条第一項の規定により知事が指定する、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める要件に該当した事業所(第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。)

イ アの事業所に係る事業所区域の変更(第五条の八の二第二項に規定する事業所区域の変更をいう。次号において同じ。)があつ

物等を所有する場合(建物と建物とが隣接する場合にあっては一つの建物の大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が他の建物において同一であるときに限り、建物と施設とが隣接する場合にあっては知事が別に定めるときを除く。)

二 建物等(前号の場合において一の建物等とみなされた建物等を含み、当該建物等の前年度(指定地球温暖化対策事業所にあっては、条例第五条の八第一項の指定を受けた年度の前年度に限る。)の温室効果ガスの排出の状況が第四条第一項の要件に該当するものに限る。)の所有者が、道路又は水路を挟んで近接する建物等を所有する場合(建物と建物とが近接する場合にあっては一つの建物の大部分の床面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が他の建物において同一であるときに限り、建物と施設とが近接する場合にあっては知事が別に定めるときを除く。)

#### (エネルギー管理の連動性)

第三条の七 条例第五条の七第七号に規定する規則で定める状態は、次のいずれかの状態とする。

一 建物等(主たる事業として行う地域冷暖房の事業の用に供する熱供給施設(以下「熱供給事業所」という。)又は主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所(変電所を含む。以下「電気供給事業所」という。)を除く。)における事業活動に係る燃料等(燃料等の供給を主たる事業とする事業者から供給される燃料等を変換することなく使用されているものに限る。)の全部又は一部について、当該建物等と他の建物等とが燃料等の供給を主たる事業とする事業者から供給を受ける地点が同一であること。ただし、当該地点を含まない建物等における当該燃料等の需要が、当該地点を含む建物等における燃料等の使用量に及ぼす影響が著しく小さいものとして知事が別に定める場合においては、この限りでない。

二 建物等が、熱供給事業所である場合において、当該熱供給事業所と他の熱供給事業所とが熱を供給する導管を連結していること。

#### (指定地球温暖化対策事業所等)

第四条 条例第五条の七第八号アに規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量(燃料及びこれを熱源とする熱(他人から供給されたものに限る。)並びに電気(燃料を変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第六号の託送供給を除く。)を受けたものを除く。)の年度の使用量(別

たときに、引き続き地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として同条第三項の規定により知事が指定する事業所

表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、当該合算した量(第四条の十一の二、第五条及び第五条の二において「一次エネルギー換算量」という。)を、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものという。以下同じ。)が千五百キロリットル以上であることとする。ただし、事業所のうち、次に掲げる者(住居の用に供する部分のみを所有するものを除く。)が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が当該事業所全体における原油換算エネルギー使用量の二分の一以上である場合にあっては、この限りでない。

- 一 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者(以下この号において「中小企業者」という。)のうち、次の要件に該当するものを除いたもの
  - ア 当該中小企業者が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第四項第一号の持株会社をいう。以下この号において同じ。)であって、かつ、その子会社(同法第九条第五項の子会社をいう。以下この号において同じ。)が大企業(中小企業者以外の会社をいう。以下この号において同じ。)であるときその他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの(以下この号において「特定中小企業」という。)である場合
  - イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合
  - ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合
  - エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合
  - オ イからエまでに掲げるもののほか、中小企業者(アからエまでの要件に該当するものを除く。)及び次号から第六号までに該当するもの以外のものが当該中小企業者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合
- 二 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項第七号に規定する協業組合、同項第八号に規定す

九 特定地球温暖化対策事業所 指定地球温暖化対策事業所のうち、次に掲げる事業所をいう。

ア 特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第三項の規定により知事が指定する、規則で定める年度以後において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号アの要件に該当した事業所 (規則で定める要件に該当した事業所を除く。)

イ アの事業所に係る事業所区域の変更があったときに、引き続き特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として第五条の八の二第三項の規定により知事が指定する事業所

十 削減計画期間 都内全体の特定地球温暖化対策事業所からの特

る商工組合又は同項第九号に規定する商工組合連合会

三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三条

第一号に規定する事業協同組合、同条第一号の二に規定する事業協同小組合、同条第二号に規定する信用協同組合、同条第三号に規定する協同組合連合会又は同条第四号に規定する企業組合

四 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第二条第一項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

五 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)第三条に規定する生活衛生同業組合、同法第五十二条の四第一項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第五十三条第一項に規定する生活衛生同業組合連合会

六 個人

2 前項の事業所における原油換算エネルギー使用量には、住居の用に供する部分で使用され、又は駅において鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用されたものとして知事が認めるものを含まないものとする。

3 条例第五条の七第八号アに規定する特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所は、発電所(変電所を含む。)とする。

(特定地球温暖化対策事業所)

第四条の二 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める年度は、平成十九年度とする。

2 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める期間は、三箇年度(年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあっては当該年度を除き、条例第五条の八の二第三項の規定による指定を受けた事業所にあっては同項の規定により新たな指定地球温暖化対策事業所に該当した年度の前の年度を含み、条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された事業所を区域に含む事業所にあっては当該変更された終了年度以前の年度を含む。)とする。

3 条例第五条の七第九号アに規定する規則で定める要件は、脱炭素成長型投資事業者により燃料の使用に伴って使用された原油換算エネルギー使用量(当該脱炭素成長型投資事業者が燃料を変換して得られた電気又は燃料を熱源とする熱を特定地球温暖化対策事業所において自ら使用する場合は、その使用に伴う原油換算エネルギー使用量を含む。第四条の三及び第四条の八において同じ。 )を除いて算出した当該事業所における原油換算エネルギー使用量が前項の期間において千五百キロリットル未満であることとする。

(削減計画期間)

第四条の三 条例第五条の七第十号に規定する規則で定める期間ごと

定温室効果ガス排出量の削減の程度を知事が確認するものとして規則で定める期間ごとの各期間をいう。

十一 削減義務期間 各削減計画期間内において、特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から当該削減計画期間の終了年度（第五条の十八の規定により終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度）までをいう。

十二 排出総量 一の特定地球温暖化対策事業所における特定温室効果ガス年度排出量（一年度の特定温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。）の削減義務期間における合計をいう。

十三 基準排出量 一の特定地球温暖化対策事業所において、特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量をいう。

十四 削減義務率 一の特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき割合をいう。

十五 削減義務量 削減義務期間の年度ごとに、基準排出量（第五条の十四第二項又は第五条の二十六第三項の規定により基準排出量が変更され、又は訂正された年度については、その変更後又は訂正後の量。次号において同じ。）に削減義務率を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう。ただし、第五条の十一

の各期間は、平成二十二年度から始まる五箇年度ごとの各期間とする。

(法対象直接排出量による基準排出量の調整)

第四条の三の二 条例第五条の七第十五号に規定する規則で定める量及び条例第五条の十一第一項各号列記以外の部分に規定する規則で定める量は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める量とする。

二 条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アの規定により基準排出量を決定した場合であって、当該基準排出量に含まれる脱炭素成長型投資事業者（条例第五条の十一第一項の算定排出削減量の算定において加えた法対象直接排出量を排出する脱炭素成長型投資事業者と同一の事業者に限る。以下この条において同じ。）が使用した燃料の使用に伴って排出された直接排出の二酸化炭素の量（当該燃料の使用量を第三条の三に規定する方法により特定温室効果ガス排出量に換算した量をいう。ただし、当該脱炭素成長型投資事業者が燃料を変換して得られた電気又は燃料を熱源とする熱を特定地球温暖化対策事業所において自ら使用する場合は、その使用に伴って排出された二酸化炭素の量を含む。以下この条及び第四条の十三の三において同じ。）を把握できる場合（次号に該当する場合を除く。）当該二酸化炭素の量（ただし、第四条の十八の二の規定による基準排出量の改定が行われている場合にあっては、知事が別に定めるところにより、当該改定の内容を踏まえて算定する二酸化炭素の量）

二 第四条の十九第六項第三号の方法により基準排出量を変更した場合であって、当該変更後の基準排出量に含まれる脱炭素成長型投資事業者が使用した燃料の使用に伴って排出された直接排出の二酸化炭素の量を把握できる場合 当該二酸化炭素の量（ただし、第四条の十八の二の規定による基準排出量の改定が行われている場合にあっては、知事が別に定めるところにより、当該改定の内容を踏まえて算定する二酸化炭素の量）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 特定温室効果ガス年度排出量に占める法対象年度直接排出量の割合を基準排出量に乗じて得た量

四 前三号に定める方法によることが困難であると認められる場合 知事が認める方法により算定する量

第一項における算定排出量の算定において同項第三号の量を加える場合には、基準排出量から規則で定める量を減じるものとする。

十六 排出削減量 削減義務期間の各年度の基準排出量を合算して得た量から排出総量を減じて得た量をいう。

十七 義務充当 第五条の十一第一項第一号のその他ガス削減量又は同項第二号の振替可能削減量を同項の義務の履行に充てるものとして第五条の十九第一項に規定する削減量口座簿に記録することをいう。

(指定地球温暖化対策事業所の指定等)

第五条の八 知事は、前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当する事業所(規則で定める要件に該当する事業所を除く。)を指定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

2 事業所を所有している事業者(住居の用に供する部分のみを所有するものを除く。以下この条から第五条の九までにおいて同じ。)(当該事業者以外にも当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定める者がある場合において、当該者が、規則で定めるところにより、知事に届け出の場合においては、当該届出者。以下この節において「所有事業者等」という。)は、当該事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当するときは、特定温室効果ガスの排出の状況に関し、前年度の特定温室効果ガス年度排出量その他の規則で定める事項を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業所については、この限りでない。

(指定地球温暖化対策事業所の指定等)

第四条の三の三 条例第五条の八第一項に規定する規則で定める要件に該当する事業所は、次に掲げる要件を全て満たす事業所とする。

一 第四条の八第五項の要件に該当し、指定の取消しを受けたこと。  
二 脱炭素成長型投資事業者により燃料の使用に伴って使用された原油換算エネルギー使用量を除いて算出した当該事業所における前年度の原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル未満であること。

(事業所の所有事業者等)

第四条の四 条例第五条の八第二項に規定する当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該事業所が区分所有されている場合における当該事業所の管理組合法人(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四十七条第二項に規定する管理組合法人をいう。)
- 二 当該事業所が信託されている場合における当該信託の受益者
- 三 当該事業所を所有している事業者(条例第五条の八第二項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)が特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)である場合において、当該特別目的会社から、当該事業所の事業活動に伴う特定温室効果ガスの排出に係る主要な設備等の設置又は更新(以下の条及び第四条の二十一の四において「設備更新等」という。)に係る業務を委託されたもの
- 四 当該事業所が信託されている場合において、当該信託の受託者に対する当該事業所の設備更新等に係る指図の権限を当該信託の受益者から委託された者
- 五 当該事業所が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促

進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第二項に規定する特定事業の対象となった事業所である場合における当該特定事業に係る同条第五項の選定事業者

六 当該事業所の特定温室効果ガス排出量(次項の届出日の属する年度の前年度の四月から当該届出日の属する月の前月までの間で当該届出を行う者が選択する連続する十二箇月の特定温室効果ガス排出量とする。以下この号において同じ。)の五割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者(二以上の事業者(当該事業所の特定温室効果ガス排出量の一割以上を、当該事業所の使用に伴い排出している事業者に限る。)が当該事業所の使用に伴い排出している特定温室効果ガス排出量の合計が五割以上である場合にあっては、当該二以上の事業者)又は特定テナント等事業者。ただし、当該事業所を所有している事業者又は前各号若しくは第八号に掲げる者と合わせて温室効果ガスの排出について責任を有する者となるときに限る。

七 当該事業所の住居の用に供する部分のみを所有する者。ただし、当該事業所を所有している事業者又は第一号から第五号まで若しくは次号に掲げる者と合わせて温室効果ガスの排出について責任を有する者となるときに限る。

八 前各号に掲げるもののほか、当該事業所を所有している事業者との契約等により当該事業所の設備更新等の権限を有すると知事が認める者

2 条例第五条の八第二項の規定による事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者(以下「排出有責任者」という。)の届出は、別記第一号様式による所有事業者等届出書に、事業所を所有している事業者の同意書及び前項各号に定める要件に該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

3 前項の所有事業者等届出書には、当該届出書に係る排出有責任者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該排出有責任者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該排出有責任者の氏名及び住所が確認できないときには、当該排出有責任者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

一 令和三年三月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所に係る既に提出された所有事業者等届出書の排出有責任者と前項の排出有責任者が同一である場合 印鑑証明書若しく

- 3 知事は、前条第九号の特定地球温暖化対策事業所の要件に該当する事業所を、特定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。
- 4 知事は、第一項又は前項の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を当該指定に係る事業所を所有している事業者（第二項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあっては、当該届出者を含む。）に通知するものとする。

（事業所区域の変更）

第五条の八の二 指定地球温暖化対策事業所に係る事業所の区域は、第

はこれに準ずるもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面  
二 第二項の所有事業者等届出書に係る排出有責任者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの  
三 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるもの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの  
四 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

（特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出）

第四条の五 条例第五条の八第二項に規定する規則で定める事項は、次の事項とする。

- 一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積その他事業所の概要
- 二 事業所において特定テナント等事業者の要件に該当するテナント等事業者の氏名（法人にあっては、その名称）
- 三 前年度の原油換算エネルギー使用量
- 四 前年度の特定温室効果ガス年度排出量
- 五 前二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域及び燃料等使用量監視点（当該事業所で使用する燃料等の種類及び当該燃料等の種類ごとの使用量を監視する地点をいう。以下同じ。）、燃料等使用量及び燃料等の排出係数（当該燃料等の一単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下同じ。）
- 六 事業所の使用が開始された日

2 条例第五条の八第二項の規定による特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出は、毎年度十月末日までに、別記第一号様式の二による指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書に、知事が別に定める様式による指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を添えて行わなければならない。

（指定地球温暖化対策事業所の指定等の通知）

第四条の六 条例第五条の八第四項の規定による通知は、指定地球温暖化対策事業所の指定の場合にあっては別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書、特定地球温暖化対策事業所の指定の場合にあっては別記第一号様式の四による特定地球温暖化対策事業所指定通知書によるものとする。

（事業所区域の変更）

第四条の六の二 条例第五条の八の二第一項ただし書の規則で定める

五条の七第六号の規定にかかるわらず、その指定の後に事業所の分割（エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い同号の規定により一の建物等とみなされる建物等の数が減少することをいう。以下「事業所分割」という。）又は事業所の統合（エネルギー管理の連動性又は所有の状況の変更に伴い同号の規定により一の建物等とみなされる建物等の数が増加することをいう。以下「事業所統合」という。）があっても変更がないものとする。ただし、事業所統合に係る建物等が、規則で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

2 指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等（以下「指定地球温暖化対策事業者」という。）は、当該指定地球温暖化対策事業所に事業所分割又は事業所統合（前項ただし書に規定する場合を除く。以下「事業所区域の変更」という。）があったときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、新たな指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定をし、又はその指定を取り消すべきことを、当該指定又は指定の取消しに係る全ての事業所の所有事業者等であって規則で定める者と連名で（指定地球温暖化対策事業者と当該規則で定める者とが合わせて一の者となる場合にあっては単独で）、事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所ごとの前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に申請することができる。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、事業所区域の変更があったと認めたときは、事業所区域の変更の後の状況に応じて、事業所区域の変更に係る規則で定める事業所を新たな指定地球温暖化対策事業所（規則で定める場合にあっては、特定地球温暖化対策事業所）として指定し、又は第五条の十第三項第三号若しくは第四号の規定により指定を取り消すものとする。

要件は、指定地球温暖化対策事業所の要件に該当しない建物等であることとする。

- 2 条例第五条の八の二第二項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
  - 一 事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所に係る全ての指定地球温暖化対策事業者
  - 二 事業所区域の変更の後の事業所（第四項第一号又は第二号の事業所に該当するものを除く。）に係る所有事業者等（前号に該当するものを除く。）
- 3 条例第五条の八の二第二項の規定による申請は、事業所区域の変更があった年度の翌年度以降であって、新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の四月一日から九月末日までに、別記第一号様式の四の二による事業所区域変更申請書に、次に掲げる事項を記載した知事が別に定める様式による事業所区域変更確認書及び事業所区域の変更の内容を証する書類を添えて行わなければならない。
  - 一 事業所区域の変更の後の事業所ごとの名称、所在地、業種、用途、用途別床面積その他事業所の概要及び事業所の区域
  - 二 事業所区域の変更の前の指定地球温暖化対策事業所ごとに次に掲げる事項
    - ア 前年度の原油換算エネルギー使用量
    - イ 前年度の特定温室効果ガス年度排出量
    - ウ ア及びイの量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域及び燃料等使用量監視点
  - 三 事業所区域の変更の事由及びその変更が生じた日
- 4 条例第五条の八の二第三項の規則で定める事業所は、次に掲げる事業所を除く事業所とする。
  - 一 条例第五条の八の二第二項の規定による申請をした年度の前年度の原油換算エネルギー使用量が千キロリットル未満である事業所
  - 二 条例第五条の八の二第二項の規定による申請をした年度の前年度の末日における床面積が五千平方メートル未満である事業所
- 5 条例第五条の八の二第三項の規則で定める場合は、新たな指定を受

4 知事は、前項の規定によりとるべき措置を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、当該措置に係る事業所を所有している事業者（前条第二項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあっては、当該届出者を含む。）に通知するものとする。

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第五条の九 指定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- 二 指定地球温暖化対策事業所の名称又は所在地
- 三 指定地球温暖化対策事業所を所有している事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

2 指定地球温暖化対策事業者の変更があった場合において、当該変更の後の指定地球温暖化対策事業者（以下この条において「新事業者」という。）は、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があった場合において、新事業者から、当該変更の前の特定温室効果ガス排出量（第六条の規定により知事に提出

ける事業所の区域に、事業所区域の変更の前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所の区域の全部又は一部が含まれる場合とする。

6 条例第五条の八の二第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- 一 指定地球温暖化対策事業所の指定をする場合 別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書
- 二 特定地球温暖化対策事業所の指定をする場合 別記第一号様式の四による特定地球温暖化対策事業所指定通知書
- 三 第四項各号に掲げる事業所に該当し、新たな指定をしない事業所がある場合 別記第一号様式の四の三による指定地球温暖化対策事業所非該当通知書
- 四 事業所区域の変更が生じていないと認める場合 別記第一号様式の四の四による事業所区域変更非該当通知書

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第四条の七 条例第五条の九第一項の規定による変更の届出は、別記第一号様式の五による指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書によらなければならない。ただし、同項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があった日から三十日以内に、次に掲げる行為を行う場合にあっては、当該行為において知事に提出する書類に、当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該各号の規定による変更の届出に代えることができる。

- 一 条例第五条の八の二第二項の規定による申請
- 二 条例第五条の十第一項の規定による届出
- 三 条例第五条の十三第三項の規定による申請
- 四 条例第五条の十四第一項の規定による申請
- 五 条例第五条の十五第一項の規定による申請
- 六 条例第五条の二十六第一項の規定による申請
- 七 条例第六条の規定による提出

2 条例第五条の九第二項の規定による変更の届出は、別記第一号様式の六による指定地球温暖化対策事業者変更届出書により行わなければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業者の変更に伴い排出有責任者の届出を行う場合にあっては、当該届出において知事に提出する別記第一号様式による所有事業者等届出書に、当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該変更の届出を行うことができる。

3 条例第五条の九第三項の規定による申請は、同項の届出に係る変更があった日から六十日以内に、別記第一号様式の七による前事業者排

されている排出量を除く。以下この条において「前事業者排出量」という。)が把握できない旨の申請があり、かつ、知事がこれをやむを得ないものと認めたときは、知事は、当該変更の前の指定地球温暖化対策事業者(以下この条において「前事業者」という。)に対し、前事業者排出量の報告を求めることができる。

- 4 前事業者は、前項の規定により前事業者排出量の報告を求められたときは、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、これを知事に報告しなければならない。

(指定の取消し)

第五条の十 指定地球温暖化対策事業者は、次に掲げるときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 指定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたとき。

出量把握申請書により行わなければならない。

- 4 条例第五条の九第四項の規定による報告は、当該報告を求められた日から九十日以内に、別記第一号様式の八による前事業者排出量報告書提出書に、次の事項を記載した知事が別に定める様式による前事業者排出量報告書を添えて行わなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地  
二 年度ごとの前事業者排出量(知事が報告を求める年度に限る。)

- 5 知事は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を、新事業者に対し通知するものとする。

(指定の取消し)

第四条の八 条例第五条の十第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、別記第一号様式の九による指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書により行わなければならない。

- 一 条例第五条の十第一項第一号に掲げる場合 同号の廃止又は休止の日から三十日を経過した日(当該廃止又は休止が、当該廃止又は休止の日の属する年度の四月一日から八月末日までの間に行われた場合にあっては、当該年度の九月末日)

- 二 条例第五条の十第一項第二号に掲げる場合 同号の規模の縮小があった年度の翌年度の九月末日

- 三 条例第五条の十第一項第三号に掲げる場合 同号の期間の最後の年度の翌年度の九月末日

- 2 前項の指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書には、条例第五条の十第一項各号のいずれかに該当することを証する書類及び当該各号の規定による前項の届出の日(同項第一号に該当する場合にあっては、同号の廃止又は休止の日)の属する年度の前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての登録検証機関による検証の結果を添付しなければならない。ただし、次項第二号に該当する場合(特定地球温暖化対策事業所が同号に該当する場合であって、条例第五条の十八第一項第二号の規定により当該特定地球温暖化対策事業所の特定地球温暖化対策事業者が選択する削減義務期間の終了年度が同号イの年度である場合を除く。)又は条例第五条の八第二項若しくは条例第六条の規定により当該検証の結果を既に知事に提出している場合に

二 指定地球温暖化対策事業所が、当該事業所における事業活動の規模が著しく縮小されたものとして規則で定める要件に該当したとき。

三 指定地球温暖化対策事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が、規則で定める期間連続して第五条の七第八号の要件に該当しなかつたとき（当該期間連続して規則で定める要件に該当したときを含む。）。

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号又は第三号の規定に基づく届出を行った後、再度当該各号に該当することとなった指定地球温暖化対策事業者にあっては、当該各号の規定に基づく届出を行うことを要しない。

3 知事は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める指定を取り消すものとする。

一 指定地球温暖化対策事業所（特定地球温暖化対策事業所を除く。）が第一項各号に該当すると認めた場合 当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

二 特定地球温暖化対策事業所が第一項各号に該当すると認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

三 指定地球温暖化対策事業所（特定地球温暖化対策事業所を除く。）について、第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があったと認めた場合 当該指定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

四 特定地球温暖化対策事業所について、第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があったと認め、かつ、第五条の十八の規定による変更後の次条第一項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第五条の八第一項及び第三項又は第五条の八の二第三項の規定による指定

（特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減）

あっては、当該検証の結果を添付することを要しない。

3 条例第五条の十第一項第二号に規定する規則で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 前年度の原油換算エネルギー使用量が、千キロリットル未満であること。

二 事業所のうち第四条第一項各号に掲げる者が所有する部分における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度の原油換算エネルギー使用量の二分の一以上であること。

4 条例第五条の十第一項第三号に規定する規則で定める期間は、三箇年度とする。

5 条例第五条の十第一項第三号に規定する規則で定める要件は、脱炭素成長型投資事業者により燃料の使用に伴って使用された原油換算エネルギー使用量を除いて算出した当該事業所における原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル未満であることとする。

6 知事は、条例第五条の十第三項の規定により指定地球温暖化対策事業所又は特定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該指定地球温暖化対策事業所の指定地球温暖化対策事業者又は当該特定地球温暖化対策事業所の特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十による指定（特定）地球温暖化対策事業所指定取消通知書により通知するものとする。

（義務履行期限）

第五条の十一 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等（以下「特定地球温暖化対策事業者」という。）は、削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量（削減義務期間の各年度の基準排出量を合算して得た量から排出総量を減じて得た量に、第一号から第三号までの量を加え、第四号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。）を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。ただし、算定排出削減量の算定において第三号の量を加える場合には、基準排出量から規則で定める量を減じるものとする。

一 当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間におけるその他ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定される量のうち規則で定める量を超過した量について知事が認め、発行する量（以下「その他ガス削減量」という。）について、義務充当が行われたときは、その量

第四条の九 条例第五条の十一第一項各号列記以外の部分に規定する規則で定める日は、削減義務期間の終了の年度の翌々年度の九月末日とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める日とする。

- 一 条例第五条の十八の規定により削減義務期間の終了年度が変更された場合 同条の規定により知事が認めた日の翌日から起算して百八十日を経過した日
- 二 削減義務期間の終了の年度の翌々年度の四月三日以降において当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第一項若しくは第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少、条例第五条の二十六第三項の規定による基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量若しくは法対象年度直接排出量の訂正又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了していない場合（特定地球温暖化対策事業者の責めに帰すべき事由によるときを除く。）当該決定、変更、減少、訂正又は提出の手続が完了した日の翌日から起算して百八十日を経過した日
- 2 知事は、前項第二号の場合において、条例第五条の十七の規定による削減量の減少又は条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了したときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十の二による排出総量・削減義務量手続完了通知書により通知するものとする。

（その他ガス削減量）

第四条の九の二 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める期間は、算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十二年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、その他ガス削減量を発行する日においてその算定が可能な期間の終了の日までとする。

- 2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間（平成二十二年度、平成二十七年度、令和二年度及び令和七年度から始まる削減計画期間とする。）内においてその他ガス削減量を算定する年度（以下この条において「算定年度」という。）ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあっては、当該複数の年

二 特定地球温暖化対策事業者が、当該特定地球温暖化対策事業所において、規則で定める期間における次に掲げる取得及び移転（以下「振替」という。）が可能な削減量（以下「振替可能削減量」という。）を発行し、又は取得し、当該振替可能削減量について義務充当が行われたときは、次に掲げる量のうち義務充当が行われた量に、当該量の種類に応じ、それぞれ規則で定める換算率を乗じて得た量を合算して得た量（ウ及びカのうち規則で定める量の合計については、規則で定める量を上限とする。）

度のその他ガス年度排出量の平均の量)から当該算定年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガス削減量を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。

- 3 前項のその他ガス年度排出量の算定方法は、第三条の三の規定にかかわらず、別に定めるところにより特定地球温暖化対策事業者が知事に申請した方法に対し、別に定める基準に基づき知事が適切と認めることにより決定する方法とする。
- 4 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める量は、第二項の規定により算定する量に、二分の一を乗じて得た量とする。

(振替可能削減量)

第四条の十 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる振替可能削減量の種類に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 超過削減量 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の開始の日から当該超過削減量を取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで
- 二 都内削減量、都外削減量及び環境価値換算量 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十二年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、都内削減量、都外削減量又は環境価値換算量を取得する日においてそれらの算定が可能な期間の終了の日まで
- 三 前期超過削減量 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の直前の削減計画期間の開始の日から前期超過削減量を発行し、又は取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで
- 四 その他削減量のうち第四条の十三第一号又は第二号に該当するものの 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十年四月一日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日から、その他削減量のうち第四条の十三第一号又は第二号に該当するものを取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

五 その他削減量のうち第四条の十三第三号に規定する連携県等削減

ア 超過削減量（排出削減量のうち、規則で定める量について知事が認め、発行する量（規則で定める量を上限とする。）をいう。以下同じ。）

量 算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間が平成二十二年度から始まる削減計画期間にあっては平成二十二年四月一日以降の知事が別に定める日から、平成二十七年度から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあっては直前の削減計画期間の開始の日以降の知事が別に定める日から、その他削減量のうち第四条の十三第三号に該当するものを取得する日においてその算定が可能な期間の終了の日まで

- 2 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める換算率は、いずれの振替可能削減量についても一とする。
- 3 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定するウ及びカのうち規則で定める量は、都外削減量とする。
- 4 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める上限の量は、削減義務量に三分の一を上限として知事が別に定める値を乗じて得た量とする。

(超過削減量)

第四条の十一 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める量は、削減義務期間の開始年度から超過削減量の算定の対象として知事が認める年度の最後の年度までの各年度における第一号の量を合計した量のうち、当該各年度における第二号の量を合計した量を超過した量に、第三号の割合を乗じて得られる量とする。

- 一 基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量（脱炭素成長型投資事業者が存する事業所においては、基準排出量から第四条の三の二に規定する量を控除し、特定温室効果ガス年度排出量から法対象年度直接排出量を控除することとする。）
- 二 基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当が行われたその他ガス削減量を減じて得た量（脱炭素成長型投資事業者が存する事業所においては、基準排出量から第四条の三の二に規定する量を控除することとする。）
- 三 第一号のうち、知事が別に定める方法で算定する量の占める割合

- 2 条例第五条の十一第一項第二号アに規定する排出削減量のうち、規則で定める上限の量は、基準排出量に二十分の十三を乗じて得た量から基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を減じて得た量とする。

(都内削減量)

第四条の十一の二 条例第五条の十一第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、都内削減量を算定する事業所等に

イ 都内削減量（指定地球温暖化対策事業所以外の都内の事業所等（事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等をいう。以下

この節及び次節において同じ。) (当該事業所等に係る第八条の二十三の地球温暖化対策報告書が知事に提出された場合に限る。)における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。)

ウ 都外削減量(規則で定める都外の事業所等における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。)

における第一号の量から第二号及び第三号の量を控除した量を、知事が別に定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量とする。ただし、地球温暖化対策事業者等が、当該事業所等に係る地球温暖化対策報告書を知事に提出した年度の前年度の末日時点で第四条第一項各号に掲げる者(第五条の十七第二項に規定する要件に該当するものを除く。)に該当する場合には、第一号の量から第二号の量を控除した量のうち知事が別に定める量を知事が別に定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量とする。

- 一 当該地球温暖化対策報告書に記載したエネルギーの使用の削減に係る目標に関し、当該地球温暖化対策事業者等が選択した基準となる年度の一次エネルギー換算量
- 二 都内削減量の発行が可能な年度(地球温暖化対策報告書が知事に提出された年度とする。)の前年度の一次エネルギー換算量
- 三 第一号の量に、当該基準となる年度に応じた達成すべき削減率(事業所等におけるエネルギーの使用の削減に係る達成すべき水準として地球温暖化対策指針に定める削減率をいう。)を乗じて得られる量

#### (都外削減量)

第四条の十一の三 条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める都外の事業所等は、第四条第一項に規定する要件に該当する都外の事業所のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業所とする。

- 一 知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量(基準となる年度が複数の年度である場合にあっては、当該複数の年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量)が十五万トン以下であること。
  - 二 前号の基準となる年度における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合すること。
  - 三 都外削減量に係る特定温室効果ガス年度排出量の削減量について、第四条の十三第三号アに規定する連携県等削減量又は連携県外削減量(都外削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるものをいう。)として同号に規定する連携県口座等に記録されるための連携県等の長への申請、届出その他の行為がされていないこと。
- 2 条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める方法により算定する量は、特定地球温暖化対策事業所における超過削減量の算定方法に準じて知事が別に定める方法により算定する量とする。

エ 環境価値換算量（電気等の環境価値（再生可能エネルギーであって、規則で定めるものを変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯済の防止に貢献する価値をいう。）の保有量として規則で定める方法により算定する量（以下「電気等環境価値保有量」という。）を規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量について知事が認め、発行する量をいう。以下同じ。）

(環境価値換算量)

第四条の十二 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める再生可能エネルギーは、太陽光、風力、水力、バイオマスを熱源とする熱及び地熱とする。ただし、規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用に用いられるものに限る。

2 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により算定する量は、前項の再生可能エネルギーを変換して発電する設備による発電量から、当該発電のために使用した電力量及び当該発電のために補助的に使用した燃料による発電量を減じた量のうち、当該事業者がその電気等の環境価値を保有している量とする。

3 条例第五条の十一第一項第二号エに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量は、次の表の第一欄に掲げる電気等環境価値保有量の区分に応じ、当該第二欄に定める量に、当該第三欄に定める係数を乗じて得た量（第一項に規定する再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱を発生させた者が当該電気又は熱を自ら使用する場合において、当該電気又は熱を特定温室効果ガス排出量の削減に用いたときは、当該削減に用いた量を除く。）とする。

第一欄	第二欄	第三欄
電気に係る電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量（千キロワット時で表した量をいう。）	電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数
熱に係る電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量（ギガジュールで表した量をい	熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数

	う。)
--	-----

オ 前期超過削減量(当該削減義務期間より前の削減義務期間における超過削減量をいう。以下同じ。)

カ その他削減量(この条例以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量(この条例以外で認められた電気等環境価値保有量をエに規定する規則で定める方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量を含む。)のうち、規則で定めるものに限る。以下同じ。)

(その他削減量)

第四条の十三 条例第五条の十一第一項第二号カに規定する規則で定めるものは、次の量とする。ただし、その他削減量の利用状況等を勘案して知事が別に定める量を除くものとする。

一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号)附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成十四年経済産業省令第百十九号。以下「旧特別措置法施行規則」という。)第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量(規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。)を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

二 知事が認める機関が認証し、口座その他これに類似するもの(以下「口座等」という。)に記録された電気等環境価値保有量(規模、方法等について知事が別に定める発電又は熱利用によるものに限る。)を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量(指定地球温暖化対策事業所において、当該電気等環境価値保有量を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量を除く。)

三 振替可能削減量の利用について連携する地方公共団体として知事が別に定めるもの(以下「連携県等」という。)における口座等(以下「連携県口座等」という。)に記録された次に掲げる振替可能な削減量に相当する温室効果ガス排出量の削減量として知事が別に定めるもの(以下「連携県等削減量」という。)

ア 基準排出量が十五万トン以下であって、条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行を知事が確認した特定地球温暖化対策事業所における超過削減量

イ 都内削減量

(振替可能削減量の連携県口座等への移転)

第四条の十三の二 連携県口座等への条例第五条の十一第一項第二号の移転は、次に掲げる振替可能削減量に限り、行うことができるものとする。

一 条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行を知事が確認した特定地球温暖化対策事業所における超過削減量

三 当該特定地球温暖化対策事業所において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十四条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者（以下「脱炭素成長型投資事業者」という。）が存するときは、規則で定める期間における特定温室効果ガス排出量の削減量として規則で定める方法により算定する量について知事が認める量（以下「法対象直接排出量」という。）

四 特定地球温暖化対策事業者が、自らの特定地球温暖化対策事業所における超過削減量について、他に移転したとき、又は後の削減義務期間におけるこの項の義務の履行に充てることに利用したときは、当該移転又は利用の量

2 特定地球温暖化対策事業者は、前項の義務を履行するに当たっては、振替可能削減量の取得に優先して、当該特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減に努めなければならない。

3 義務充当が行われた振替可能削減量を削減義務の履行に充てること以外の規則で定める用途に利用したときは、当該義務充当は、その効力を失う。

- 二 都内削減量
- 三 その他削減量のうち連携県等削減量

(法対象直接排出量)

第四条の十三の三 条例第五条の十一第一項第三号に規定する規則で定める期間は、令和八年度から算定排出削減量の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の終了の日までとする。

2 条例第五条の十一第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量は、当該特定地球温暖化対策事業所において脱炭素成長型投資事業者が使用した燃料の使用に伴って排出された直接排出の二酸化炭素の量とする。

(義務充当の失効)

第四条の十四 条例第五条の十一第三項の規則で定める用途は、次の表の上欄に掲げる電気等環境価値保有量又は温室効果ガス排出量の削減量の区分に応じ、当該下欄に掲げる用途とする。

一 環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号若しくは第二号に該当するものに係る電気等環境価値保有量	ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第六条の規定による基準利用量の減少及びこれに類するものとして知事が指定する用途 イ 第四条の十三第二号の知事が認める機関が認証した電気等環境価値保有量についての条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行に充てること以外の用途 ウ 連携県等における温室効果ガス排出量の削減義務の履行その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施
--	---

4 特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量（第五条の十三第一項第四号の規定により定める場合を除く。）、その他ガス削減量、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の規則で定める事項が規則で定める基準に適合することについて、知事の登録を受けた者（以下「登録検証機関」という。）が行う検証を受けたものでなければならない。

（削減義務率）

第五条の十二 削減義務率は、削減計画期間ごとに、専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 連携県等と重複して利用する可能性があるものとして知事が別に定める振替可能削減量に係る温室効果ガス排出量の削減量	連携県等における温室効果ガス排出量の削減義務の履行その他の知事が別に定める義務の履行又は措置の実施
---	---

2 電気事業法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者であって、同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営む者（以下この項において「特定事業者」という。）が、前項の表一の項上欄に規定する振替可能削減量（環境価値換算量又はその他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するものに限る。）を当該特定事業者の発電所（変電所を含む。）に係る条例第五条の十一第一項に規定する義務の履行に充てた場合において、当該振替可能削減量に係る同表一の項上欄に規定する電気等環境価値保有量を当該特定事業者における当該下欄アに掲げる用途に利用したときは、前項の規定は、適用しない。

（特定温室効果ガス年度排出量等の検証）

第四条の十五 条例第五条の十一第四項に規定する規則で定める事項及び規則で定める基準は、別表第一の三の二のとおりとする。

（削減義務率）

第四条の十六 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十二年度から始まる削減計画期間における削減義務率は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合
一 第一分区事業所（主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所及び熱供給事業所をいう。以下同じ。）	（一）次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 熱供給事業所以外で、知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された熱に係る原油換	百分の八

	<p>ア 事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む。）又は営業所      イ 官公庁の庁舎      ウ 百貨店、飲食店その他の店舗      エ 旅館、ホテルその他の宿泊施設      オ 学校その他の教育施設      カ 病院その他の医療施設      キ 社会福祉施設      ク 情報通信施設      ケ 美術館、博物館又は図書館      コ 展示場      サ 集会場又は会議場      シ 結婚式場又は宴会場      ス 映画館、劇場又は観覧場      セ 遊技場      ソ 体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設      タ 公衆浴場又は温泉保養施設      チ 遊園地、動物園、植物園又は水族館      ツ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場</p>	<p>算エネルギー使用量の、当該期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満であるもの（以下「自己熱源事業所」という。）</p> <p>(+) 以外のもの</p>	百分の六
--	---	--	------

テ 倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む。）		
ト トラックターミナル		
ナ 刑務所又は拘置所		
ニ 斎場		
ヌ 駐車場		
二 第二区分事業所（一以外の事業所をいう。以下同じ。）	百分の六	

2 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十七年度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第二期削減義務率」という。）は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、平成二十六年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所、事業所区域の変更に伴い新たな指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所（以下「新指定事業所」という。）であって平成二十六年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所の区域の全部又は一部を含むもの及び知事が条例第五条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所（平成二十六年度までに特定地球温暖化対策事業所に該当し、平成二十七年度以後に同号に規定する指定の取消しを受けたものに限る。）（以下「第一期該当事業所」という。）にあっては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年度以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあっては当該下欄に掲げる割合とする。

事務所の種類		割合一	割合二
一 第一区分事業所	(一) 次に掲げる事業所 ア 热供給事業所 イ 自己热源事業所	百分の十七	百分の八
	(二) (一)以外のもの	百分の十五	百分の六
二 第二区分事業所	百分の十五		百分の六

3 前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、次の表の上欄

に掲げる事業所の種類に該当するものの第二期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。

事業所の種類	割合
<p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第四十六条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>ア 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号。以下この項において「告示」という。）第五条第一項第一号ア</p> <p>イ 告示第五条第一項第一号イ</p> <p>ウ 告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率が十パーセント未満の需要設備に係る部分に限る。）</p>	百分の四
<p>二 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの。ただし、ア及びオにあっては、東京都が当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者である場合を除く。</p> <p>ア 告示第五条第一項第一号エ</p> <p>イ 告示第五条第一項第一号キ</p> <p>ウ 告示第五条第一項第二号ア（需要変動の率が十パーセント以上十五パーセント未満の需要設備に係る部分に限る。）</p> <p>エ 告示第五条第一項第二号エ</p> <p>オ 告示第五条第一項第二号オ</p> <p>カ 告示第五条第一項第二号カ</p> <p>キ 告示第五条第一項第二号キ</p> <p>ク 告示第五条第一項第二号ク</p>	百分の二

- 4 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める令和二年度から始まる削減計画期間における削減義務率（以下「第三期削

減義務率」という。)は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、第一期該当事業所にあっては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年度以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所にあっては当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合一	割合二
一 第一区分 事業所	(一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	百分の二 十七	百分の十 七
	(二) (一)以外のもの	百分の二 十五	百分の十 五
	二 第二区分事業所	百分の二 十五	百分の十 五

5 前項の規定にかかわらず、第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるものの第三期削減義務率は、同項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、百分の二を減じて得た割合とする。

6 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める令和七年度から始まる削減計画期間における削減義務率(以下「第四期削減義務率」という。)は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、第一期該当事業所にあっては当該中欄に掲げる割合、平成二十七年度以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所又は知事が条例第五条の十三第一項第三号ウに定める量を基準排出量として定めた事業所(平成二十七年度以後に特定地球温暖化対策事業所に該当し、同号に規定する指定の取消しを受けたものに限る。)にあっては当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類		割合一	割合二
一 第一区分 事業所	(一) 次に掲げる事業所 ア 熱供給事業所 イ 自己熱源事業所	百分の五 十	百分の四 十一
	(二) (一)以外のもの	百分の四 十八	百分の三 十九
	二 第二区分事業所	百分の四 十八	百分の三 十九

7 前項の規定にかかわらず、次の表一の項及び三の項に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、同欄に掲げる事業所の種類に応じ、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合、同表

二の項に掲げる事業所の種類に該当するものの第四期削減義務率は、前項の表上欄に掲げる事業所の種類に応じた当該中欄又は下欄に掲げる割合から、次の表の下欄に掲げる割合を減じて得た割合とする。

事業所の種類	割合
一 第一期該当事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成されるもの（三に掲げる事業所を除く。）	百分の二
二 知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された電気に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満である事業所（三に掲げる事業所を除く。）	百分の三
三 一及び二のいずれにも該当する事業所	百分の五

#### （基準排出量の決定）

第五条の十三 知事は、特定地球温暖化対策事業所ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める量を基準排出量として定めるものとする。

一 最初の削減計画期間の開始の日前に既に特定地球温暖化対策事業所に該当している事業所（第四号に該当する場合を除く。）最初の削減計画期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

二 最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所（次号又は第四号に該当する場合を除く。）次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量

ア 削減義務期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として、当該事業所の特例を勘案して規則で定める方法により算定する量（当該期間における特定地球温暖化対策事業所における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。）

#### （基準排出量）

第四条の十七 条例第五条の十三第一項第一号に規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、平成十四年度から平成十九年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く二箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量又は一箇年度の特定温室効果ガス年度排出量）とする。

2 条例第五条の十三第一項第二号アに規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、削減義務期間の開始の年度の四箇年度前の年度から前年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量（当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあっては、当該年度を除く二箇年度の特定温室効果ガス年度排

イ 事業所の用途、規模等について当該特定地球温暖化対策事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

三 第五条の十第一項第二号に規定する要件（規則で定めるものに限る。）又は同項第三号括弧書に規定する要件（以下この号においてこれらを「本要件」という。）に該当し、同条第三項第二号の規定による指定の取消しを受けた事業所（その該当した年度以降に同条第一項各号（本要件を除く。）に該当した事業所を除く。）であって、同条第一項の規定により知事に届け出た年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに特定地球温暖化対策事業所に再度該当した事業所 次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量

ア 前号アに規定する量

イ 前号イに規定する量

ウ 削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量（知事が別に定める期間において次条第一項に規定する状況の変更があったときは、当該状況の変更に応じた適切な量に変更する方法として規則で定める方法により算定した量）

四 事業所区域の変更に伴い新たに特定地球温暖化対策事業所として指定を受けた事業所 当該特定地球温暖化対策事業所の区域に含まれる事業所区域の変更の前の各事業所の区域における標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める

出量の平均の量又は一箇年度の特定温室効果ガス年度排出量）とする。ただし、特定地球温暖化対策事業所であって燃料等の供給を主たる事業とする事業所に限り、本文の特定温室効果ガス年度排出量を、当該事業に係る燃料等の量（燃料の供給を主たる事業とする事業所にあっては、当該事業所が供給する燃料の量に当該燃料の一単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量とする。）に、別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分に応じた排出係数を乗じて得た量に代えることができる。

3 条例第五条の十三第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、特定地球温暖化対策事業所の用途別に当該用途における特定温室効果ガス年度排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が別に定める床面積その他の指標（以下「排出活動指標」という。）の当該特定地球温暖化対策事業所における値（以下「排出活動指標値」という。）に、事業所の用途、規模等について当該特定地球温暖化対策事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な排出活動指標の値一単位当たりの特定温室効果ガス年度排出量として知事が別に定める値（以下「排出標準原単位」という。）を乗じて得た量とする。

4 条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める要件は、第四条の八第三項第二号に該当することとする。

5 条例第五条の十三第一項第三号ウに規定する規則で定める方法は、第四条の十九第六項に定める方法とする。この場合において、同項中「当該状況の変更の前の基準排出量」とあるのは、「削減義務期間の終了年度の当該事業所の基準排出量」とする。

6 条例第五条の十三第一項第四号に規定する規則で定める方法により算定する量は、別表第一の三の三に定めるとおりとする。

<p>方法により算定する量を合計した量</p> <p>2 基準排出量は、前項各号に定める方法によることが困難であると認められる場合は、知事が認める方法により算定する量とする。</p> <p>3 特定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 算定した基準排出量</li> <li>二 第一項第二号及び第三号の事業所にあっては、これらの号に規定する選択の内容</li> <li>三 前二号に定めるもののほか、基準排出量の算定に必要な事項として規則で定める事項</li> </ul> <p>4 前項の規定にかかわらず、第五条の八の二第二項の規定による申請を行う者の場合にあっては、当該申請を行う者が、当該申請と併せて前項の申請書を、規則で定めるところにより知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない。</p> <p>5 知事は、基準排出量を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。</p>	<p>(基準排出量の決定の申請)</p> <p>第四条の十八 条例第五条の十三第三項の規定による申請は、最初の削減義務期間の開始年度の九月末日までに、別記第一号様式の十一による基準排出量決定申請書に、知事が別に定める様式による基準排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。</p> <p>2 条例第五条の十三第三項第三号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要</li> <li>二 特定地球温暖化対策事業者が前条第一項又は第二項の規定により選択した連続する三箇年度の各年度における特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量</li> <li>三 前号の特定温室効果ガス年度排出量のうちに、排出量が標準的でない年度がある場合にあっては、その旨及びその理由</li> <li>四 排出活動指標の種類及び排出活動指標値（条例第五条の十三第一項第二号及び第三号の事業所の場合に限る。）</li> <li>五 第二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量</li> </ul> <p>3 条例第五条の十三第四項の規定による申請は、事業所区域の変更の後の事業所のうち特定地球温暖化対策事業所として指定を受けるべき事業所ごとに作成した別記第一号様式の十一による基準排出量決定申請書に、第一項の基準排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。</p> <p>4 条例第五条の十三第五項の規定による通知は、別記第一号様式の十二による基準排出量決定通知書により行うものとする。</p> <p>(基準排出量の改定)</p> <p>第四条の十八の二 知事は、別表第一に定める温室効果ガスの排出の量の算定方法、排出標準原単位その他の基準排出量の算定の基礎となる事項の変更（以下この項において「算定基礎事項の変更」という。）に伴い条例第五条の十三第一項又は第二項の規定に基づき既に決定された基準排出量（条例第五条の十四第二項の規定に基づき基準排出量が変更された場合にあっては、直近の変更後の量。以下「既決定基準排出</p>
--	--

量」という。)が、条例第五条の七第十三号に規定する特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量として適正な量でなくなったと認めるときは、条例第五条の十三第一項若しくは第二項又は条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の算定及び変更の方法を踏まえ、当該算定基礎事項の変更の内容及び次項の規定による申請の内容に応じて知事が別に定める方法により算定した量を条例第五条の十三第一項若しくは第二項又は条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量として改めて定めるものとする。

- 2 知事は、前項の規定による基準排出量の決定(以下「基準排出量の改定」という。)を既決定基準排出量に係る特定地球温暖化対策事業者からの申請により行うものとする。
- 3 前項の規定による申請は、別記第一号様式の十二の二による基準排出量改定申請書により行うものとする。
- 4 知事は、基準排出量の改定を行ったときは、遅滞なく、別記第一号様式の十二の三による基準排出量改定通知書により、第二項の特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)

第五条の十四 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所について、特定地球温暖化対策事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更の程度が著しいものとして規則で定める状況の変更があったときは、規則で定めるところにより、基準排出量の変更を知事に申請しなければならない。

第四条の十九 条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所以外の特定地球温暖化対策事業所における状況の変更は、次に掲げる変更により特定温室効果ガス排出量が増加し、又は減少する量として知事が別に定める方法により算定される量の合計が特定地球温暖化対策事業所の基準排出量の百分の六以上となる変更とする。

- 一 特定地球温暖化対策事業所の床面積の増加又は減少
  - 二 特定地球温暖化対策事業所の全部又は一部の用途が排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更
  - 三 特定地球温暖化対策事業所における事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増加又は減少
- 2 条例第五条の十四第一項に規定する規則で定める状況の変更のうち、熱供給事業所における状況の変更は、当該熱供給事業所の知事が別に定める熱ごとの供給する先の建物又は施設の床面積の合計(以下この条において「熱供給先面積」という。)が増加し、又は減少した面積が、当該特定地球温暖化対策事業所の知事が別に定める基準となる期間における熱供給先面積の平均の百分の六以上となる変更とする。
  - 3 条例第五条の十四第一項の規定による申請は、状況の変更があった日の属する年度(以下この条において「状況変更年度」という。)の

2 知事は、前項の状況の変更があったことを認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の規則で定める期間の基準排出量を、当該状況の変更に応じた適切な量に変更する方法として規則で定める方法により算定した量に変更するものとする。

翌年度の九月末日までに、別記第一号様式の十三による基準排出量変更申請書に、次の事項を記載した知事が別に定める様式による基準排出量変更算定書及び第一項各号又は前項の要件に該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要

二 状況の変更の内容

三 基準排出量の変更の量及び変更後の基準排出量の算定の結果

四 前号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量

4 第六項第三号又は第四号の方法により算定される量を用いて前項第三号の基準排出量の変更の量及び変更後の基準排出量を算定する場合において、状況変更年度の翌年度の九月末日までに第六項第三号又は第四号の規定による実測が完了しないときは、当該年度の八月末日までに実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により算定した結果を前項第三号の算定の結果とする。この場合において、当該実測が完了したときは、実測した全ての期間における燃料等の使用の量に基づき算定した結果について、知事が別に定めるところにより、実測の完了後速やかに、知事に提出しなければならない。

5 条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める期間は、状況変更年度（状況の変更があった日の属する月が三月である場合にあっては、状況変更年度の翌年度。以下この項において同じ。）から次の状況変更年度の前年度までとする。

6 条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、状況の変更があった部分に係る次の各号に掲げるいずれかの方法（第三号及び第四号の方法については、実測した期間において、状況の変更があった部分における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する場合に限る。）により算定される量（状況変更年度にあっては、当該各号に掲げる量に、当該状況の変更があった日の属する月の翌月から当該状況変更年度の三月までの月数（当該状況の変更のあった日の属する月が二月である場合にあっては、一とする。）を十二で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。）の合計を、特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、特定温室効果ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量を、当該状況の変更の後の基準排出量とする方法とする。

一 当該事業所の特定温室効果ガス年度排出量に相当程度影響を与

3 知事は、前項の規定により基準排出量を変更したときは、その旨を、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

(優良特定地球温暖化対策事業所)

第五条の十五 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所が地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合するときは、規則で定めるところにより、次条の規定による検証の結果を添えて、その旨を知事に申請することができる。

2 特定地球温暖化対策事業所が前項の基準に適合することを知事が認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の超過削減量の上限は、同項の基準に適合する期間のうち規則で定める期間について、第五条の十一第一項第二号アの規定にかかわらず、規則で定める量とする。

れる事業活動の規模を表すものとして知事が適切と認める指標の値一単位当たりの当該事業所における過去の特定温室効果ガス年度排出量に、当該状況の変更による当該指標の値の変更量を乗じて得た量

二 当該状況の変更のあった部分の用途に応じた排出標準原単位に、当該状況の変更による排出活動指標値の変更量を乗じて得た量

三 当該状況の変更のあった部分において実測した燃料等の使用の量に基づき算定した特定温室効果ガス年度排出量

四 当該状況の変更のあった部分の一部において実測した燃料等の使用の量に基づき知事が適切と認める方法により、その全部の特定温室効果ガス年度排出量を推計した量

7 条例第五条の十四第三項の規定による通知は、別記第一号様式の十四による基準排出量変更決定（拒否）通知書により行うものとする。

8 知事は、条例第五条の十四第一項の申請があった場合において、基準排出量を変更しないときは、当該申請に係る特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十四による基準排出量変更決定（拒否）通知書により通知するものとする。

(優良特定地球温暖化対策事業所)

第四条の二十 条例第五条の十五第一項の規定による申請は認定を受ける期間の開始の年度の四月一日から九月末日まで（条例第五条の八の二第三項の規定による指定があった年度にあっては、当該指定の日から九十日を経過した日まで）に、別記第一号様式の十五による優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策推進状況評価書を添えて行わなければならない。ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに申請できない場合にあっては、知事が別に定める日まで（同項の規定による指定があった年度にあっては、当該指定の日から九十日を経過した日まで）に行うものとする。

2 条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める期間は、前項の申請を行った年度から当該年度の属する削減義務期間の終了する年度（条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度）までとする。

3 条例第五条の十五第二項に規定する規則で定める超過削減量の上限の量は、第四条の十一第二項の規定にかかわらず、基準排出量から基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を減じて得た量とする。

3 第一項の基準に適合することを知事が認めた特定地球温暖化対策事業所（以下「優良特定地球温暖化対策事業所」という。）は、規則で定める期間において、毎年度、同項の基準への適合状況を知事に報告しなければならない。

4 知事は、優良特定地球温暖化対策事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間について、その認定を取り消すものとする。

- 一 第一項の基準に適合しなくなったことを知事が認めたとき。
- 二 第一項の規定による申請について虚偽があったとき。
- 三 前項の規定による報告について虚偽があったとき。

5 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該優良特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

6 知事は第四項第二号又は第三号の規定により認定を取り消したときは、当該認定を取り消す期間のうち規則で定める期間について、第二項の規定による当該認定に係る超過削減量の上限に関する措置を取り消すものとする。

7 知事は、第四項第二号又は第三号の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表することができる。

4 条例第五条の十五第三項に規定する規則で定める期間は、第二項に規定する期間から第一項の申請を行った年度を除いた期間とする。

5 条例第五条の十五第四項に規定する規則で定める期間は、次の表の第一欄に掲げる規定に該当する場合にあっては、当該第二欄の事業所の種類に応じ、当該第三欄に掲げる期間とする。

第一欄	第二欄	第三欄
<u>条例第五条の十五第四項第一号</u>	<u>条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなつてことを知事が認めた事業所</u>	<u>条例第五条の十五第一項の基準に適合しなくなつたことを知事が認めた日の属する年度の翌年度以降の期間</u>
<u>条例第五条の十五第四項第二号</u>	<u>(一) 条例第五条の十五第一項の規定による申請（以下この表において「認定申請」という。）について虚偽があつた年度（以下この表において「虚偽申請年度」という。）の翌年度以降に再度認定申請を行つた事業所</u>	<u>虚偽申請年度から同年度の翌年度以降で最初に認定申請を行つた年度の前年度までの期間</u>
<u>条例第五条の十五第四項第三号</u>	<u>(二) (一)以外のもの</u>	<u>虚偽申請年度以降の期間</u>
	<u>(一) 条例第五条の十五第三項の規定による報告について虚偽があつた年度（以下この表において「虚偽報告年度」という。）の翌年度以降に再度認定申請を行つた事業所</u>	<u>虚偽報告年度の直前の認定申請を行つた年度から虚偽報告年度以降で最初に認定申請を行つた年度の前年度までの期間</u>

	<u>(二) (一)以外のもの</u>	<u>虚偽報告年度の直前の認定申請を行った年度以降の期間</u>
--	---------------------	----------------------------------

- 6 知事は、条例第五条の十五第一項の基準に適合することを認め、又は認めないとときは、特定地球温暖化対策事業者に対し、別記第一号様式の十六による優良特定地球温暖化対策事業所認定（認定拒否）通知書により通知するものとする。
- 7 条例第五条の十五第五項による通知は、別記第一号様式の十七による優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書により行うものとする。
- 8 条例第五条の十五第六項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。
- 二 条例第五条の十五第四項第二号又は第三号の規定による虚偽があつたことが判明した年度が、削減計画期間の初年度の場合 虚偽があつたことが判明した年度の前年度が属する削減計画期間
- 二 条例第五条の十五第四項第二号又は第三号の規定による虚偽があつたことが判明した年度が、削減計画期間の初年度以外の場合 虚偽があつたことが判明した年度が属する削減計画期間

#### (基準適合の検証)

第五条の十六 前条第一項の地球温暖化の対策の推進の程度は、同項の知事が別に定める基準に適合することについて、登録検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。

#### (災害時等における特例)

第五条の十七 知事は、災害その他やむを得ない事情により、特定地球温暖化対策事業者が第五条の十一第一項の義務を履行することが特に困難と認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業者の特定地球温暖化対策事業所の削減義務量を減少させることができる。

#### (事業所の廃止等による削減義務期間の変更等)

第五条の十八 知事は、特定地球温暖化対策事業所について、第五条の十第一項各号に該当し、又は第五条の八の二第三項の規定により事業所区域の変更があったと認めたときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更し、削減義務量を当該終了年度の変更後の削

#### (削減義務期間の変更等の通知)

第四条の二十一 知事は、条例第五条の十八の規定により、削減義務期間の終了年度及び削減義務量を変更したときは、別記第一号様式の十八による削減義務期間及び削減義務量変更通知書により通知するものとする。

減義務期間に応じた量に変更するものとする。

- 一 第五条の十第一項第一号に該当するとき。 特定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日の属する年度の前年度(同号に該当する年度と同項第二号に規定する事業活動の規模の縮小があった年度(以下この条において「規模縮小年度」という。)の翌年度又は同項第三号に規定する期間の最後の年度(以下この条において「最後の年度」という。)の翌年度とが同一の年度となる場合にあっては、次号又は第三号に規定するところによる。)
- 二 第五条の十第一項第二号に該当するとき。 次に掲げる年度のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する年度(規模縮小年度の翌年度において、当該特定地球温暖化対策事業所が同項第一号に該当する場合にあっては、ア又はイに定める年度のいずれかから当該特定地球温暖化対策事業者が選択する年度)
  - ア 規模縮小年度の前年度
  - イ 規模縮小年度
  - ウ 規模縮小年度の属する削減計画期間の終了年度
- 三 第五条の十第一項第三号に該当するとき。 次に掲げる年度のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する年度(最後の年度の翌年度において、当該特定地球温暖化対策事業所が同項第一号に該当する場合にあっては、ア又はイに定める年度のいずれかから当該特定地球温暖化対策事業者が選択する年度)
  - ア 最後の年度の前年度
  - イ 最後の年度
  - ウ 最後の年度の属する削減計画期間の終了年度
- 四 事業所区域の変更があったとき。 第五条の八の二第二項の規定による申請を行った年度の前年度
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、第五条の十第一項第二号又は第三号に該当した特定地球温暖化対策事業所について、当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者により前項第二号又は第三号の規定による選択がなされなかった場合は、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度を、同項第二号ア又は第三号アに定める年度に変更するものとする。

(削減量口座簿の作成等)

第五条の十九 知事は、削減量口座簿を作成し、振替可能削減量等の管理(振替可能削減量又はその他ガス削減量の発行、取得、保有及び移転並びに義務充当及び第八条の五第一項第二号の充当記録をいう。以

下同じ。)を行うための口座（以下「管理口座」という。）を開設するものとする。

2 削減量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

一 知事の管理口座

二 指定地球温暖化対策事業者の指定地球温暖化対策事業所に係る管理口座（以下「指定管理口座」という。）

三 前二号以外の管理口座（以下「一般管理口座」という。）

3 指定管理口座は指定地球温暖化対策事業所ごとに、一般管理口座は規則で定める単位ごとに開設するものとする。

(削減量口座簿の作成等)

第四条の二十一の二 条例第五条の十九第三項に規定する規則で定める単位は、個人又は法人とする。

2 一般管理口座は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、当該下欄に定める数を上限として開設することができるものとする。

第四条の二十一の四第一項第一号に掲げる者	当該者に係る指定地球温暖化対策事業所の数
第四条の二十一の四第一項第二号に掲げる者（第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者である者に限る。）	当該者に係る指定管理口座の数
第四条の二十一の四第一項第二号に掲げる者（第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者である者を除く。）	一
第四条の二十一の四第一項第三号に掲げる者	一
第四条の二十一の四第一項第四号に掲げる者	当該者に係る指定管理口座の数
第四条の二十一の四第一項第五号に掲げる者	一

3 前項の規定にかかわらず、第四条の二十一の四第一項各号に掲げる者から特別の事情により前項に定める数を超えて一般管理口座の開設の申請があった場合において、知事がこれを適當と認めるときは、一般管理口座は、当該申請により開設を求める数を上限として開設することができるものとする。

4 削減量口座簿は、電磁的記録で作成することができる。

(管理口座の記録事項)

第四条の二十一の三 管理口座には、次の表の上欄に掲げる管理口座の区分に応じ、当該下欄に定める事項を記録する。

知事の管理口	一 次に掲げる振替可能削減量等（振替可能削減量及びその他ガス削減量をいう。以下同じ。）の種類
--------	--

4 この節に定めるもののほか、管理口座の記録事項その他の削減量口座簿の管理に關し必要な事項については、規則で定める。

座	<p>ごとの数量及び識別番号（振替可能削減量等を二酸化炭素一トンを表す単位ごとに識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）</p> <p>ア 義務充当及び充当記録の対象となった振替可能削減量等</p> <p>イ 義務充当に利用できなくなった振替可能削減量等（ウに該当するものを除く。）</p> <p>ウ 申請により義務充当に利用できなくなった振替可能削減量（抹消の対象となった振替可能削減量を除く。）</p> <p>二 次に掲げる振替可能削減量のうち連携県口座等に移転されている振替可能削減量（以下「連携県口座等移転削減量」という。）の種類ごとの数量及び識別番号と同じ数量及び識別番号</p> <p>ア 超過削減量</p> <p>イ 都内削減量</p> <p>ウ その他削減量のうち連携県等削減量（削減量口座簿に記録されたことがあるものに限る。）</p> <p>三 前二号の記録の理由及び当該記録を行う直前に記録されていた管理口座の口座番号（一の管理口座ごとに付される口座の番号をいう。以下同じ。）</p>
指定管理口座	<p>一 口座番号</p> <p>二 口座名義人の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 口座管理者（第四条の二十一の五第一項に規定する口座管理者をいう。次条において同じ。）の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>四 当該指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地</p> <p>五 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</p> <p>六 条例第五条の十一第一項の義務の履行の状況</p> <p>七 振替可能削減量等の種類ごとの数量及び識別番号</p> <p>八 振替可能削減量等の発行、取得、移転、義務充当</p>

	<p>又は充当記録について、次の事項</p> <p>ア 当該振替可能削減量等の種類</p> <p>イ 当該振替可能削減量等の数量及び識別番号</p> <p>ウ 当該発行、取得、移転、義務充当又は充当記録がされた日</p>
一般管理口座	<p>一 口座番号</p> <p>二 口座名義人の氏名及び住所（法人の場合にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</p> <p>四 振替可能削減量の種類ごとの数量及び識別番号</p> <p>五 振替可能削減量についての処分の制限に関する事項</p> <p>六 振替可能削減量の発行、取得又は移転について、次の事項</p> <p>ア 当該振替可能削減量の種類</p> <p>イ 当該振替可能削減量の数量及び識別番号</p> <p>ウ 当該発行、取得又は移転がされた日</p>

(振替可能削減量の帰属)

第五条の二十 振替可能削減量の帰属は、この節の規定による削減量口座簿の記録により定まるものとする。

(管理口座の開設)

第五条の二十一 知事は、第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定を行う際に、当該指定に係る事業所の指定管理口座を開設し、その旨及び当該指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を、規則で定めるところにより、当該事業所の所有事業者等に通知するものとする。

2 知事は、第五条の九第二項の規定による届出があった場合は、当該届出による変更の後の指定地球温暖化対策事業者に係る指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を、規則で定めるところにより、当該変更の後の指定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

3 一般管理口座により振替可能削減量等の管理を行おうとする者は、知事による一般管理口座の開設を受けなければならない。

4 一般管理口座は、規則で定める者に限り開設を受けることがで

(指定管理口座の開設等の通知)

第四条の二十一の三の二 条例第五条の二十一第一項の規定による通知は、別記第一号様式の三による指定地球温暖化対策事業所指定通知書により行うものとする。

2 条例第五条の二十一第二項の規定による通知は、第四条の二十一の十九第二項の口座簿利用者番号等通知書により行うものとする。

(一般管理口座の開設)

第四条の二十一の四 条例第五条の二十一第四項に規定する規則で定

きるものとする。

める者は、次のとおりとする。

一 指定地球温暖化対策事業者

二 法人（次に掲げる者を除く。）

ア 前号に規定する者

イ 外国法人で、国内に事務所、営業所等を有しないもの

三 個人（第一号、次号若しくは第五号に規定する者又は国内に住所を有しない者を除く。）のうち、条例第五条の二十二第三項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行うことができる者として、次の表の上欄に掲げる振替可能削減量の区分に応じ、当該下欄に定める者

都内削減量	一 当該都内削減量を算定する事業所等を所有する者（設備更新等の権限を有する者に限る。） 二 当該都内削減量を算定する事業所等の使用者（設備更新等の権限を有する者に限る。）
都外削減量	一 当該都外削減量を算定する事業所の所有者 二 当該都外削減量を算定する事業所の設備更新等の権限を有する者 三 前二号に規定する者から当該都外削減量の発行を受けることについて同意を得た者
環境価値換算量	一 当該環境価値換算量を算定する再生可能エネルギーを変換して発電する設備を所有する者 二 当該環境価値換算量に係る電気等の環境価値の保有者 三 第一号に規定する者から当該環境価値換算量の発行を受けることについて同意を得た者
その他削減量のうち 第四条の十三第一号 に該当するもの	第四条の十三第一号に規定する新エネルギー等電気相当量の保有者

- 四 個人（第一号に規定する者を除く。）のうち、口座管理者
- 五 個人（第一号又は前号に規定する者を除く。）のうち、第四条の二十一の十に規定する相続人等

- 5 一般管理口座の開設を受けようとする者は、一般管理口座の開設について、その氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、遅滞なく、一般管理口座を開設しなければならない。
- 7 知事は、前項の規定により一般管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該一般管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を当該一般管理口座の開設を受けた者に通知しなければならない。
- 8 管理口座の開設を受けた者（以下「口座名義人」という。）は、その氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第五条の九第一項第一号の規定による届出があったときは、当該届出事項については、この限りでない。
- 2 条例第五条の二十一第五項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
  - 二 前項各号のいずれかに該当することを示す情報
  - 三 次に掲げる事項のうち公表を希望するもの
    - ア 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先
    - イ 口座名義人の氏名又は住所（当該口座名義人が個人である場合に限る。）
  - 四 開設を希望する口座の数
  - 五 第四条の二十一の六の二第一項の規定による関連付けを希望する指定管理口座の口座番号、当該指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称、所在地及び指定番号並びに開設しようとする一般管理口座と当該指定管理口座との関係（同項の規定による関連付けを希望するときに限る。）
- 3 条例第五条の二十一第五項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の二による一般管理口座開設申請書に第一項第三号若しくは第五号に該当することを証する書類（当該各号に該当する場合に限る。）又は第四条の二十一の二第三項の特別の事情を説明する書類（同項の申請をする場合に限る。）を添えて、行わなければならない。
- 4 条例第五条の二十一第七項の規定による通知は、別記第一号様式の十八の三による一般管理口座開設通知書により行うものとする。
- 5 条例第五条の二十一第八項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 口座管理者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
  - 二 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称
  - 三 次に掲げる事項のうち公表を希望するもの
    - ア 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称
    - イ 口座名義人又は口座管理者の氏名又は住所（当該口座名義人又は口座管理者が個人である場合に限る。）

6 条例第五条の二十一第八項の規定による変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、別記第一号様式の十八の四による口座名義人等氏名等変更届出書により行わなければならない。ただし、当該変更後、遅滞なく、次に掲げる行為（第一号又は第二号に掲げる届出にあっては、前項第二号又は第三号に掲げる事項（同項第三号イに掲げる事項のうち口座管理者に係るものを除く。）に変更があった場合に限る。）を行う場合にあっては、当該行為において知事に提出する書類に、当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載することにより、当該変更の届出を行うことができる。

- 一 条例第五条の九第一項の規定による届出
- 二 条例第五条の九第二項の規定による届出
- 三 条例第五条の二十一の二第二項の規定による申請
- 四 条例第五条の二十二第二項の規定による申請
- 五 条例第五条の二十二第五項の規定による申請

（口座管理者の登録等）

第四条の二十一の五 知事は、指定地球温暖化対策事業者の申請により、指定管理口座ごとに、国内に事務所、営業所等を有する法人又は国内に住所を有する個人であって、当該指定地球温暖化対策事業者（当該指定地球温暖化対策事業者が口座名義人となった場合にあっては、当該口座名義人）のために次に掲げる行為（指定管理口座に係るものに限る。）を行う者（以下「口座管理者」という。）を、一名に限り登録し、又はその登録を抹消することができる。

- 一 条例第五条の二十一第八項の規定による届出
  - 二 条例第五条の二十二第二項の規定による申請
  - 三 条例第五条の二十二第四項の規定による申請
  - 四 条例第五条の二十二第五項の規定による申請
  - 五 条例第五条の二十二第六項の規定による申請
  - 六 条例第五条の二十三の二第一項の規定による申請
  - 七 第四条の二十一の九の規定による提出
  - 八 第四条の二十一の十二第一項の規定による申請
  - 九 第四条の二十一の十二第二項の規定による提出
  - 十 第五条の四の三第一項の規定による申請
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、第四条の二十一の六第一項の規定により指定管理口座を廃止したときは、当該指定管理口座に係る口座管理者の登録を抹消するものとする。
- 3 第一項の申請は、別記第一号様式の十八の五による口座管理者登録（登録抹消）申請書に、当該申請の内容が個人を口座管理者として登録するものである場合にあっては、当該口座管理者の氏名又は住所の

(一般管理口座の更新)

- 第五条の二十一の二 一般管理口座は、規則で定める期間ごとに、その開設を受けた者が、知事による一般管理口座の更新を受けなければ、当該期間の経過によって、知事により廃止されるものとする。ただし、当該開設を受けた者が当該期間の満了の日において指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める者である場合における一般管理口座については、この限りでない。
- 2 前項の規定による更新を受けようとする者は、規則で定める期間内に、一般管理口座の更新について、その氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、一般管理口座を更新しなければならない。
- 4 第二項の規定による申請があった場合において、第一項の期間の満了の日までにその申請に対する一般管理口座の更新がなされないときは、当該一般管理口座は、当該期間の満了後もその更新がなされるまでの間は、なお引き続き知事により開設されているものとする。

うち当該口座管理者が公表を希望するものを示す書類を添えて、行わなければならない。

- 4 知事は、第一項の申請により口座管理者を登録し、又はその登録を抹消したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の六による口座管理者登録（登録抹消）通知書により、当該登録又は登録の抹消を受けた口座管理者及び同項の申請をした指定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。
- 5 知事は、第一項の登録を受けた口座管理者に係る指定管理口座の口座名義人に対して、第四条の二十一の十二第六項及び第四条の二十一の十三第四項の規定による通知を行うときは、当該口座管理者にも通知するものとする。

(一般管理口座の更新)

第四条の二十一の五の二 条例第五条の二十一の二第一項に規定する規則で定める期間は、平成二十三年四月一日から平成二十八年九月末日までの期間及び平成二十八年十月一日から始まる五箇年度ごとの各期間とする。

- 2 条例第五条の二十一の二第一項ただし書に規定する規則で定める者は、口座管理者とする。
- 3 条例第五条の二十一の二第二項に規定する規則で定める期間は、第一項の各期間の終了の日が属する年度の四月一日から当該終了の日までの各期間とする。
- 4 条例第五条の二十一の二第二項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該一般管理口座の口座番号
  - 二 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
- 5 条例第五条の二十一の二第二項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の六の二による一般管理口座更新申請書により行わなければならない。

(管理口座の廃止)

第四条の二十一の六 知事は、条例第五条の十第三項の規定により指定地球温暖化対策事業所の指定を取り消したときは、当該取消しの日の翌日から起算して三十日を経過した日に、当該地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座を廃止するものとする。

- 2 一般管理口座の口座名義人は、自己の一般管理口座に記録された振替可能削減量について、その全部が移転し、又は抹消されたときは、当該一般管理口座の廃止を、別記第一号様式の十八の七による一般管

理口座廃止申請書により申請することができる。

3 知事は、次に掲げる一般管理口座において、当該一般管理口座に記録された振替可能削減量の全部が移転し、又は抹消されたと認めるとときは、当該一般管理口座を廃止することができる。

一 第四条の二十一の二第二項に規定する上限の数を超えることとなつた一般管理口座（同条第三項の規定により開設されたものを除く。）

二 第四条の二十一の二第三項の規定により開設された一般管理口座であつて、同項に規定する特別の事情がなくなったもの

三 第四条の二十一の四第一項第一号から第四号までに規定する者のいざれにも該当しなくなつた者が口座名義人である一般管理口座

四 第四条の二十一の四第一項第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座（当該口座名義人が条例第五条の二十二第三項の規定によるその他削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請を行うことができる振替可能削減量のいざれもが第四条の二十一の十四第一項に規定する日を経過した場合に限る。）

五 第四条の二十一の四第一項第五号に規定する者が口座名義人である一般管理口座

六 前項の申請に係る一般管理口座

4 知事は、条例第五条の二十一の二第一項又は前項第一号から第五号までの規定により一般管理口座を廃止したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の八による一般管理口座廃止通知書により、当該一般管理口座の口座名義人に通知するものとする。

（一般管理口座と指定管理口座との関連付け）

第四条の二十一の六の二 一般管理口座と指定管理口座との間の振替可能削減量の振替は、相互に関連付けられた一般管理口座と指定管理口座との間でのみ行うことができる。

2 前項の規定による関連付けは、当該関連付けを希望する一般管理口座の口座名義人であつて、かつ、当該関連付けを希望する指定管理口座の口座名義人又は口座管理者である者の申請に基づき、知事が行うものとする。

3 前項の申請は、別記第一号様式の十八の二の乙による一般管理口座開設申請書又は第一号様式の十八の九による一般管理口座等に係る関連付け申請書により行わなければならない。

4 第一項の規定による関連付けに係る解除は、同項の規定により指定管理口座と関連付けられた一般管理口座（以下「特定一般管理口座」

(振替可能削減量の振替等の申請)

第五条の二十二 振替可能削減量の振替並びに振替可能削減量及びその他ガス削減量の発行及び義務充当は、知事が、削減量口座簿において、規則で定めるところにより、当該振替可能削減量又はその他ガス削減量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

という。) の口座名義人である者の申請に基づき、知事が行うものとする。

5 前項の申請は、別記第一号様式の十八の九の二による特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書により行わなければならない。

(振替可能削減量の振替等の記録)

第四条の二十一の七 条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる管理口座に記録されている当該中欄に掲げる振替可能削減量の振替（次条に規定する振替を除く。）は、当該管理口座において減少の記録をし、当該下欄に定める管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

指定管理口座	超過削減量 (特定一般管理口座から移転されたものを除く。)	特定一般管理口座
一般管理口座	振替可能削減量（処分の制限に関する事項の記録があるものを除く。）	一 指定管理口座 二 他の一般管理口座（次に掲げるものを除く。） ア 第四条の二十一の四第一項第三号に規定する者が口座名義人である一般管理口座 イ 第四条の二十一の四第一項第五号に規定する者が口座名義人であるもの（被相続人その他の被承継人から移転される場合を除く。） ウ <a href="#">第四条の二十一の六</a> 第三項第一号、第二号、第三号又は第六号に該当する一般管理口座

2 条例第五条の二十二第一項の規定による次の表の上欄に掲げる振替可能削減量等の発行又はその他削減量の振替（同条第三項に規定する振替に限り、次条に規定する振替を除く。）は、当該下欄に定める管理口座において増加の記録をすることにより行うものとする。

超過削減量及びその 当該超過削減量又は当該その他ガス

他ガス削減量	削減量を算定する指定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座
振替可能削減量（超過削減量を除き、その他削減量にあっては第四条の十三第一号に該当するものに限る。）	第四条の二十一の四第一項第三号の表の上欄に掲げる振替可能削減量の種類ごとに、当該下欄に定める者が開設を受けた一般管理口座
その他削減量のうち第四条の十三第二号に該当するもの	特定地球温暖化対策事業者であって、第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量の保有者が開設を受けた一般管理口座

3 条例第五条の二十二第一項の規定による振替可能削減量等の義務充当は、指定管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

(連携県口座等との間の振替の記録)

第四条の二十一の七の二 条例第五条の二十二第一項の規定による振替可能削減量の振替のうち、次の表の上欄に掲げる振替については、当該下欄に定めるところにより行うものとする。

一 一般管理口座における連携県口座等からのその他削減量のうち連携県等削減量（連携県口座等移転削減量を除く。）の取得	当該連携県等削減量を取得する者が開設を受けた一般管理口座において増加の記録をする。
二 一般管理口座における連携県口座等からの連携県口座等移転削減量の取得	知事の管理口座において減少の記録をし、当該連携県等削減量を取得する者が開設を受けた一般管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする。
三 一般管理口座から連携県口座等への振替可能削減量の移転	連携県口座等へ移転する者が開設を受けた一般管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする。

<p>2 振替可能削減量の振替の申請は、当該振替によりその管理口座において振替可能削減量の減少の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、その他削減量が記録されている削減量口座簿以外の口座その他これに類似するものから削減量口座簿へ振替可能削減量の振替を行う場合にあっては、当該振替の申請は、当該振替によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。</p> <p>4 振替可能削減量の発行の申請は、当該発行によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録がされる口座名義人が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。この場合において、都内削減量、都外削減量及び電気等環境価値保有量については、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて行わなければならない。</p>	<p>2 知事は、前項の表三の項の上欄に規定する移転に係る記録をしたときは、遅滞なく、当該記録の内容を、当該一般管理口座の口座名義人に対し、書面により通知するものとする。</p> <p>(振替可能削減量の振替等の申請)</p> <p>第四条の二十一の八 条例第五条の二十二第二項の規定による振替可能削減量の振替の申請（第四条の二十一の十四第三項の申請を除く。）は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十による振替可能削減量振替申請書により行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該申請により振替可能削減量の減少の記録がされる管理口座の口座番号及び種類</li> <li>二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）</li> <li>三 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</li> <li>四 当該申請により振替可能削減量の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類又は連携県口座等におけるこれらに類するもの</li> <li>五 前号の管理口座（一般管理口座に限る。）の口座名義人又は連携県口座等の開設を受けた者の氏名（法人の場合にあっては、名称）</li> <li>六 第四号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）</li> <li>七 振替の原因となった事由</li> <li>八 当該申請に係る振替可能削減量の種類及び数量又は識別番号</li> <li>九 当該申請に係る振替可能削減量の一単位当たりの金額（当該金額について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨及び当該事情）</li> </ul> <p>2 条例第五条の二十二第三項の規定による振替可能削減量の振替の申請若しくは同条第四項の規定による振替可能削減量の発行の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十一による振替可能削減量等発行等申請書により行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該申請により振替可能削減量等の増加の記録がされる管理口座の口座番号及び種類</li> <li>二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）</li> <li>三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先</li> </ul>
---	--

ならない。

- 5 振替可能削減量の義務充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業者が、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。
- 6 その他ガス削減量の発行及び義務充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業者が、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に対して行わなければならない。

- 四 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量
- 五 知事又は知事以外の機関が行う振替可能削減量等（超過削減量を除く。）の認定又は認証に係る情報（その他削減量のうち連携県等削減量又は連携県口座等移転削減量を取得する場合にあっては、これらの識別番号に相当するもの）
- 3 前項の申請書には、次の各号に掲げる振替可能削減量の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
  - 一 第四条の二十一の四第一項第三号の表の上欄に掲げる都内削減量、都外削減量又は環境価値換算量 当該下欄に定める者であることを証する書類
  - 二 その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの 旧特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類（当該その他削減量を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第四項に規定する電気事業者の発電所（変電所を含む。）の削減義務の履行に充てる場合を除く。）
  - 三 その他削減量のうち第四条の十三第二号に該当するもの 口座等において条例第五条の十一第一項に規定する義務に利用する旨の記録がされたことを証する書類
  - 四 その他削減量のうち連携県等削減量又は連携県口座等移転削減量 連携県口座等において当該連携県等削減量又は当該連携県口座等移転削減量の減少の記録がされたことを証する書類
- 4 条例第五条の二十二第五項の規定による振替可能削減量の義務充当の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の義務充当の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十二による義務充当申請書により行わなければならない。
  - 一 当該申請による義務充当に係る指定管理口座の口座番号
  - 二 前号の指定管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地
  - 三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
  - 四 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号
  - 五 当該申請による義務充当の対象となる削減義務期間
- 5 条例第五条の二十二第五項の規定による振替可能削減量の義務充当の申請又は同条第六項の規定によるその他ガス削減量の義務充当の申請は、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後の第四条の九第一項に規定する日（第四条の二十一の二において「義務履行期限日」という。）の三十日前の日（同

条において「義務充当申請期限日」という。)までに行わなければならぬ。

(判決による振替)

第四条の二十一の九 条例第五条の二十二第二項に規定する申請をすべきことを内容とする確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において同じ。)があった場合においては、条例第五条の二十二第二項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けるべき口座名義人が、確定判決の内容を証する書面の正本又は認証のある謄本(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第百七十七条第一項ただし書に規定する場合にあっては、執行力のある債務名義の正本とする。以下この条及び第四条の二十一の十二第二項において「判決書等」という。)を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。

(相続その他の一般承継の場合の振替の申請)

第四条の二十一の十 振替可能削減量の記録がされている一般管理口座の口座名義人について相続その他の一般承継があった場合において、当該振替可能削減量を自らの一般管理口座に移転しようとする相続人等(相続人その他の一般承継人をいう。)は、条例第五条の二十二第二項の規定にかかわらず、別記第一号様式の十八の十による振替可能削減量振替申請書に、相続その他の一般承継があつたことを証する特別区の区長若しくは市町村長又は登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報)を添えて、申請することができる。

(知事による超過削減量の発行)

第四条の二十一の十一 知事は、特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間終了後、当該削減義務期間に係る条例第五条の十三第一項又は第二項の規定による基準排出量の決定、条例第五条の十四第二項の規定による基準排出量の変更、条例第五条の十五第二項の規定による認定、条例第五条の十七の規定による削減義務量の減少、条例第五条の二十六第三項の規定による基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量の訂正及び条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出の手続が完了したことを認めたときは、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に、自ら超過削減量を発行するものとする。

(知事による振替可能削減量等の義務充当)

第四条の二十一の十一の二 知事は、一般管理口座から指定管理口座へ

(振替可能削減量等の抹消等)

- 第五条の二十三 知事は、前条第二項の規定に基づく振替によりその管理口座において増加の記録を受けた口座名義人が悪意又は重大な過失により振替可能削減量を取得したときは、当該振替可能削減量を抹消することができる。
- 2 前条第三項の規定による振替可能削減量の振替又は同条第四項の規定による振替可能削減量若しくは同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請について虚偽があったときは、知事は、既に増加の記録があった振替可能削減量又はその他ガス削減量の全部又は一部を削減量口座簿から抹消することができる。
- 3 指定地球温暖化対策事業者以外の者による都内削減量、都外削減量、電気等環境価値保有量又はその他削減量に係る申請に虚偽があったとき、当該申請の内容に係る知事による調査を当該申請に係る口座名義人が拒んだときその他不正な行為によって振替可能削減量の増加の記録を受けた指定地球温暖化対策事業者以外の者があるときは、知事は、次に掲げる措置をとることができる。
- 一 その旨を公表すること。
- 二 当該口座名義人の管理口座を閉鎖すること。

の振替を行った振替可能削減量について、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該振替後、遅滞なく、自ら義務充当を行うものとする。

- 2 知事は、義務充当申請期限日の翌日において、当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量が削減義務量未満であると認めるときは、義務履行期限日までに、当該算定排出削減量が削減義務量に不足する量について、条例第五条の二十二第一項の規定により、当該特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座に記録されている振替可能削減量等の義務充当を行うものとする。
- 3 義務充当が行われた振替可能削減量等(平成二十年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量を除く。)のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間に係る算定排出削減量の算定に用いる必要のない量については、当該削減計画期間の次の削減計画期間における当該義務充当に係る特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量の算定に用いるものとする。

(振替可能削減量等の抹消)

第四条の二十一の十二 条例第五条の二十三第一項の規定による振替可能削減量の抹消は、振替可能削減量の増加の記録を受けた口座名義人からの申請又は知事の職権により行うものとする。

- 2 前項の申請をすべきことを内容とする確定判決があった場合においては、同項の規定にかかわらず、当該申請によりその管理口座において振替可能削減量の増加の記録を受けるべき口座名義人が、判決書等を、当該判決書等を提出する旨を記載した書面に添えて知事に提出することにより、当該申請に代えることができる。
- 3 条例第五条の二十三第一項及び第二項に定めるもののほか、知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、振替可能削減量等の増加の記録がされた場合で、次に掲げるとときは、当該振替可能削減量等のうち、当該指定管理口座又は一般管理口座に残存するものを抹消するものとする。
- 一 条例第五条の二十二第三項の規定による振替可能削減量の振替の申請又は同条第四項の規定による振替可能削減量若しくは同条第六項の規定によるその他ガス削減量の発行の申請について、当該申請をした者から、当該振替又は発行の申請が過誤によるものである旨の申請があったとき。
- 二 増加の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。
- 三 条例第五条の二十二第二項から第六項までの規定又はこの規則

第四条の二十一の十の規定により申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

四 その他知事が特に必要があると認めたとき。

4 条例第五条の二十三第一項若しくは第二項又は前項の規定による振替可能削減量等の抹消は、増加の記録がされた管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法により行うものとする。

5 第一項及び第三項第一号の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十三による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。

一 振替可能削減量等の増加の記録がされた管理口座の口座番号及び種類

二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）

三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先

四 抹消の原因となった事由

五 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号

6 知事は、条例第五条の二十三第一項若しくは第二項又はこの条第三項の規定により振替可能削減量等を抹消したとき（知事の職権により抹消したときに限る。）は、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等の抹消により減少の記録がされた口座名義人に通知するものとする。

（振替可能削減量等の更正）

第四条の二十一の十三 知事は、指定管理口座又は一般管理口座において、次に掲げるときは、振替可能削減量等を更正するものとする。

一 振替可能削減量等の抹消又は義務充当による減少の記録について、当該抹消又は義務充当の申請をした者から、当該抹消又は義務充当の申請が過誤によるものである旨の申請があったとき。

二 振替可能削減量等の減少の記録が知事以外の者により行われたことが判明したとき。

三 前条第一項又は第三項第一号の規定による振替可能削減量等の抹消の記録について、当該抹消の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。

四 前条第三項第三号に掲げるとき。

五 振替可能削減量等の義務充当による減少の記録について、当該義務充当の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外

- の者であったことが判明したとき。
- 六 次条第三項の規定による振替可能削減量の移転の記録について、同項の申請をした者が、当該申請をすることができる者以外の者であったことが判明したとき。
- 七 別表第一に定める温室効果ガス排出量の算定方法その他振替可能削減量等の量又は削減義務量の算定の基礎となる事項の変更がある場合であって、当該変更に応じて知事が別に定める方法により当該変更前に排出された温室効果ガスに係る振替可能削減量等の量を増加させる必要があると知事が認めるとき。
- 八 その他知事が特に必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定による振替可能削減量等の更正は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
- 一 知事の管理口座において増加の記録がされた場合 知事の管理口座において減少の記録をし、増加の記録をすべき指定管理口座又は一般管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法
- 二 前項第七号に該当する場合 更正の対象となった振替可能削減量等が記録されている指定管理口座又は一般管理口座において減少の記録をし、当該指定管理口座又は一般管理口座において同号の規定による更正の後の量の増加の記録をするとともに、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をする方法
- 三 その他の場合 増加の記録をすべき指定管理口座又は一般管理口座において増加の記録をする方法
- 3 第一項第一号に規定する振替可能削減量等の更正の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十三による振替可能削減量等抹消（更正）申請書により行わなければならない。
- 一 振替可能削減量等の減少の記録がされた管理口座の口座番号及び種類
- 二 前号の管理口座に係る指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（指定管理口座の場合に限る。）
- 三 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
- 四 更正の原因となった事由
- 五 当該申請に係る振替可能削減量等の種類及び数量又は識別番号
- 4 知事は、第一項第二号から第七号までの規定により振替可能削減量等を更正したときは、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十四による振替可能削減量等抹消（更正）通知書により、当該振替可能削減量等

の更正により増加の記録がされた指定管理口座又は一般管理口座の口座名義人に通知するものとする。

(義務充當に利用できない振替可能削減量等の移転)

第四条の二十一の十四 知事は、指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等のうち、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間(平成二十一年度又は平成二十一年度が当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度であるその他削減量にあっては、平成二十二年度から始まる削減計画期間)の終了年度の翌々年度の九月末日(第四条の九第一項第二号に掲げる場合に該当した特定地球温暖化対策事業所に係る指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等にあっては、当該振替可能削減量等の算定の対象となる年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間終了後の同号に定める日)を経過したものについて、義務充當に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

2 知事は、第四条の二十一の六第一項の規定により廃止する指定管理口座及び条例第五条の二十一の二第一項の規定により廃止する一般管理口座に記録されている振替可能削減量等について、義務充當に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

3 知事は、一般管理口座に記録されている振替可能削減量のうち、知事が別に定めるところにより、当該一般管理口座の口座名義人から義務充當に利用しない旨の申請があったものについて、義務充當に利用できないものとして知事の管理口座に移転するものとする。

4 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の十八の十四の二による振替可能削減量記録移転申請書に、知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。

- 一 当該申請により振替可能削減量の減少の記録がされる一般管理口座の口座番号
- 二 振替可能削減量の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他の連絡先
- 三 当該申請に係る振替可能削減量の種類及び数量又は識別番号
- 四 移転の原因となる事由

5 知事は、第三項の規定により振替可能削減量を知事の管理口座に移転したときは、遅滞なく、同項の一般管理口座の口座名義人に対し、書面により通知するものとする。

6 第一項から第三項までの規定による振替可能削減量等の移転は、当該移転の対象となった振替可能削減量等が記録されている管理口座において減少の記録をし、知事の管理口座において当該減少の記録に

より減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

(增加又は減少の記録の方法)

第四条の二十一の十五 知事は、条例及びこの規則に規定する増加又は減少の記録を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 振替可能削減量等の識別番号の特定がある場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法

ア 増加の記録のみを行うとき。 増加の記録をする管理口座において、特定された識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

イ 増加の記録及び減少の記録をいずれも行うとき。 減少の記録をする管理口座において、特定された識別番号の振替可能削減量等を消去し、増加の記録をする管理口座において、当該消去した振替可能削減量等と同じ識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

二 振替可能削減量等の識別番号の特定がない場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める方法

ア 増加の記録のみを行うとき。 増加の記録をする管理口座において、新たな識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

イ 増加の記録及び減少の記録をいずれも行うとき。 減少の記録をする管理口座において、減少の記録をすべきと知事が認め振替可能削減量等について、抹消の場合にあっては識別番号の大きい方から、それ以外の場合にあっては識別番号の小さい方から順次振替可能削減量等を消去し、増加の記録をする管理口座において、当該消去した振替可能削減量等と同じ識別番号の振替可能削減量等を記録する方法

(削減量口座簿による情報の開示)

第四条の二十一の十六 知事は、指定管理口座及び一般管理口座について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 口座番号

二 口座名義人の名称及び主たる事務所の所在地（口座名義人が法人の場合に限る。）

三 口座管理者の名称及び主たる事務所の所在地（指定管理口座であって、口座管理者が法人の場合に限る。）

四 指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地（公表することにより保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）（指定管理口座の場合に限る。）

- 2 知事は、指定管理口座及び一般管理口座について、次の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる事項の公表を希望するときは、当該事項を公表するものとする。
- 一 口座名義人又は口座管理者 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先
  - 二 個人である口座名義人又は口座管理者 当該個人の氏名又は住所
- (添付書類)
- 第四条の二十一の十七 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないときには、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。
- 一 第四条の二十一の四第三項の一般管理口座開設申請書
  - 二 第四条の二十一の四第六項の口座名義人等氏名等変更届出書
  - 三 第四条の二十一の五第三項の口座管理者登録（登録抹消）申請書
  - 四 第四条の二十一の五の二第四項の一般管理口座更新申請書
  - 五 第四条の二十一の六第二項の一般管理口座廃止申請書
  - 六 第四条の二十一の六の二第三項の一般管理口座等に係る関連付け申請書
  - 七 第四条の二十一の六の二第五項の特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書
  - 八 第四条の二十一の八第一項の振替可能削減量振替申請書
  - 九 第四条の二十一の八第四項の義務充当申請書
  - 十 第四条の二十一の九及び第四条の二十一の十二第二項の規定による提出書
  - 十一 第四条の二十一の十の振替可能削減量振替申請書
  - 十二 第四条の二十一の十二第五項及び第四条の二十一の十三第三項の振替可能削減量等抹消（更正）申請書
  - 十三 第四条の二十一の十四第四項の振替可能削減量記録移転申請書
  - 十四 第四条の二十一の十九第一項の口座簿利用者番号等通知申請書
  - 十五 第四条の二十一の二十第二項の削減量口座簿記録事項証明書交付申請書
  - 十六 第五条の四の三第一項の充当記録等申請書
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。
- 一 前項各号に掲げる書面の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの

(管理口座に記録されている事項の証明の申請)

- 第五条の二十三の二 管理口座の口座名義人は、知事に対し、当該管理口座に記録されている事項のうち、規則で定める事項を証明した書面の交付を、規則で定めるところにより申請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その申請者に対し、規則で定めるところにより、当該申請に係る事項を証明した書面を交付するものとする。

二 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものとの記載内容に変更がない場合（前項第一号の書面に添付する場合を除く。）印鑑証明書又はこれに準ずるもの

三 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面（削減量口座簿の記録の保存期限）

第四条の二十一の十八 知事は、削減計画期間ごとに、当該削減計画期間中の削減量口座簿の記録を、当該削減計画期間の終了年度の翌々年度の九月末日から起算して十年間が経過した日まで保存するものとする。

（口座簿利用者番号等の通知）

第四条の二十一の十九 口座名義人又は口座管理者のうち、口座簿利用者番号（削減量口座簿の記録を閲覧しようとする者を識別するために知事により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）又は暗証番号の再度の通知を希望する者は、別記第一号様式の十八の十五による口座簿利用者番号等通知申請書により、その旨を知事に申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、遅滞なく、別記第一号様式の十八の十六による口座簿利用者番号等通知書により、同項の通知を希望する者に対し、口座簿利用者番号又は暗証番号を通知するものとする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認める場合には、別記第一号様式の十八の十六による口座簿利用者番号等通知書により、当該必要と認める者に対し、口座簿利用者番号又は暗証番号を通知するものとする。

（管理口座に記録されている事項の証明の申請）

第四条の二十一の二十 条例第五条の二十三の二第一項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 保有している振替可能削減量等の種類並びに数量及び識別番号  
二 条例第五条の十一第一項の義務の履行の状況（指定管理口座の場合に限る。）

三 振替可能削減量等の発行、取得、移転、義務充当又は充当記録について、次の事項

ア 当該振替可能削減量等の種類並びに数量及び識別番号  
イ 当該発行、取得、移転、義務充当又は充当記録がされた日

2 条例第五条の二十三の二第一項の規定による申請は、別記第一号様式の十八の十七による削減量口座簿記録事項証明書交付申請書により行わなければならない。

(削減量口座簿に係る手数料)

第五条の二十三の三 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第五条の二十一第五項の規定による一般管理口座の開設の申請をしようとする者(指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める者を除く。) 一口座につき一万三千四百円
- 一の二 第五条の二十一の二第二項の規定による一般管理口座の更新の申請をしようとする者 一口座につき一万二千四百円
- 二 前条第一項の規定による管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を申請しようとする者 一通につき四百円

- 2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 条例第五条の二十三の二第二項の規定による書面の交付は、別記第一号様式の十八の十八による削減量口座簿記録事項証明書により行うものとする。

(削減量口座簿に係る手数料)

第四条の二十一の二十一 条例第五条の二十三の三第一項第一号に規定する規則で定める者は、口座管理者とする。

- 2 条例第五条の二十三の三第二項の規定により、同条第一項各号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる場合の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 国又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条の三に規定する地方公共団体から申請がある場合 免除
- 二 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定により保護を受ける者から申請がある場合 免除
- 三 市町村民税(特別区民税を含む。次項第二号において同じ。)又は所得税が課されていない者から申請がある場合 免除
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が特にその必要があると認める場合 減額又は免除

3 前項の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第一号様式の十八の十九による手数料減免申請書に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 前項第二号に該当する場合 同号に規定する保護を受けていることを証明する書面
- 二 前項第三号に該当する場合 市町村民税又は所得税に係る納税証明書その他同号に該当する事実を証明する書面
- 三 前項第四号に該当する場合 知事が必要と認める書面

(削減目標の設定)

第四条の二十二 条例第五条の二十四第一項の規定による削減目標の設定は、当該削減目標の設定日の属する削減計画期間の終了年度を目標年度としなければならない。この場合において、当該目標年度に加えて、当該目標年度より後の年度を目標年度とすることを妨げない。

(削減目標の設定)

第五条の二十四 指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出量の削減を進めるための定量的な目標(以下「削減目標」という。)を定めるものとする。

- 2 特定地球温暖化対策事業者は、削減目標のうち、特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量に係る目標について、削減義務量以上の目標値を設定しなければならない。ただし、この項における算定排出削減量及び削減義務量の算定において、法対象直接排出量は、加えないものとする。

(温室効果ガス排出量等の把握)

第五条の二十五 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における次に掲げる量を把握しなければならない。

- 一 特定温室効果ガス年度排出量
- 二 その他ガス年度排出量（一年度のその他ガス排出量をいう。以下この節において同じ。）
- 三 特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量（規則で定める方法により算定する量をいう。以下この節において同じ。）
- 四 一年度の非化石燃料（化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外であって、知事が別に指定する燃料をいう。以下この節において同じ。）の使用量
- 五 法対象年度直接排出量（一年度の法対象直接排出量をいう。以下この節において同じ。）

(基準排出量等の訂正)

第五条の二十六 指定地球温暖化対策事業者は、第五条の十三第一項又は第二項の規定に基づき既に決定された基準排出量（第五条の十四第二項の規定に基づき基準排出量が変更された場合にあっては、その変更後の量）に著しい誤りがあることが判明した場合には、規則で定めるところにより、速やかに訂正した基準排出量を記載した申請書を知事に提出し、基準排出量の訂正を申請しなければならない。

2 指定地球温暖化対策事業者は、前条で把握した特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量に誤りがあることが判明した場合には、規則で定めるところにより、速やかに訂正した特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を記載した申請書を知事に提出し、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量の訂正を申請しなければならない。

3 知事は、前二項の申請を適当と認めたときは、当該申請に係る指定地球温暖化対策事業所の規則で定める期間の基準排出量、特定温室効果ガス年度排出量又は法対象年度直接排出量を、当該申請の内容に応じた量に訂正するものとする。

4 知事は、前項の規定により基準排出量、特定温室効果ガス年度排出

(再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量)

第四条の二十二の二 条例第五条の二十五第三号に規定する規則で定める方法により算定する量は、知事が別に定める電気及び熱の利用方法の区分に応じ知事が別に定める方法により算定する量とする。

(基準排出量等の訂正)

第四条の二十二の三 条例第五条の二十六第一項及び第二項の規定による申請は、別記第一号様式の十九による基準排出量及び特定温室効果ガス排出量訂正申請書に、知事が別に定める様式による訂正排出量算定書及び算定の根拠となる資料を添えて行わなければならない。

- 2 条例第五条の二十六第三項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、該当各号に定める期間とする。
  - 一 条例第五条の二十六第一項又は第二項の規定による申請があった年度が、削減計画期間の初年度の場合 申請があった年度の前年度が属する削減計画期間以降
  - 二 条例第五条の二十六第一項又は第二項の規定による申請があった年度が、削減計画期間の初年度以外の場合 申請があった年度が属する削減計画期間以降
- 3 条例第五条の二十六第四項の規定による通知は、別記第一号様式の十九の二による基準排出量及び特定温室効果ガス年度排出量訂正決定（拒否）通知書により行うものとする。

量又は法対象年度直接排出量を訂正したときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第六条 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、第六号の量については、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第五条の八第二項の規定により検証の結果が既に提出されているときは、同号の量について検証の結果を添えることは要しない。

- 一 第五条の十一第一項の義務の履行の状況（特定地球温暖化対策事業所に限る。）
- 二 当該計画の期間
- 三 削減目標
- 四 削減目標を達成するための温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画
- 五 前号の措置の実施状況
- 六 第五条の二十五第一号の特定温室効果ガス年度排出量（第五条の八の二第三項の規定による指定が行われた年度を除く。）
- 七 第五条の二十五第二号のその他ガス年度排出量
- 八 第五条の二十五第三号の特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量
- 九 第五条の二十五第四号の一年度の非化石燃料の使用量
- 土 第五条の二十五第五号の法対象年度直接排出量
- 十一 次条第一項の統括管理者及び同条第二項の技術管理者の氏名
- 十二 その他地球温暖化の対策に関する規則で定める事項

(統括管理者等の選任等)

(地球温暖化対策計画書)

第四条の二十三 条例第六条の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日（指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度にあっては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、別記第一号様式の二十による地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による地球温暖化対策計画書を添えて行わなければならない。ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあっては、知事が別に定める日まで（指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度にあっては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日まで）に行うものとする。

2 条例第六条第十二号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積その他事業所の概要
- 二 特定テナント等事業者の氏名（法人にあっては、その名称）
- 三 地球温暖化対策計画書の作成及び公表の担当部署
- 四 地球温暖化対策計画書の公表の方法
- 五 条例第六条第六号の量の算定体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点、燃料等使用量及び燃料等の排出係数
- 六 条例第六条第七号の量の算定の基となる事業活動の量
- 七 その他地球温暖化対策指針に定める事項

(統括管理者等の選任)

第六条の二 指定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定める基準に従って、次に掲げる職務を行う者（以下「統括管理者」という。）を選任しなければならない。

- 一 当該事業所における地球温暖化の対策の実施状況の把握
  - 二 当該事業所における従業員への地球温暖化の対策に関する指導及び監督
  - 三 当該事業所の指定地球温暖化対策事業者への意見の申出
  - 四 前三号に掲げるもののほか、当該事業所において地球温暖化の対策のために必要な業務
- 2 指定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定める基準に従って、次に掲げる者に対する技術的助言を行う者（以下「技術管理者」という。）を選任しなければならない。
- 一 当該指定地球温暖化対策事業者
  - 二 当該事業所の統括管理者
  - 三 前二号に掲げるもののほか、当該事業所において地球温暖化の対策に係る者

第四条の二十四 条例第六条の二第一項の規定による統括管理者の選任及び同条第二項の規定による技術管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から九月以内に選任しなければならない。

- 2 条例第六条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。
- 一 地球温暖化の対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化の対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること。
  - 二 知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了すること。ただし、既に統括管理者が選任されている指定地球温暖化対策事業所において新たに統括管理者を選任する場合又は他の指定地球温暖化対策事業所において統括管理者の業務に従事した経験を有する者を選任する場合においては、この限りでない。
- 3 条例第六条の二第二項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。
- 一 次に掲げるいずれかに該当する者であること。
    - ア 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士
    - イ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（同法第三十二条第一項の規定により合格した第二次試験の技術部門が建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門又は総合技術監理部門（第二次試験の選択科目として建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門又は環境部門を選択した場合に限る。）である者に限る。）として登録を受けている者
    - ウ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第五十五条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者
    - エ 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八に規定する建築設備士
    - オ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定による技術検定のうち一級の建築施工管理技術検定、電気工事施工管理技術検定又は管工事施工管理技術検定に合格した者
    - カ 電気事業法第四十四条第一項に定める第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
  - 二 エネルギーの使用の合理化に係る診断の具体的項目に応じて、

- 3 指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化の対策の推進に関し、当該事業所の統括管理者の意見及び技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。
- 4 統括管理者は、地球温暖化の対策の推進に関し、当該事業所の技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。
- 5 指定地球温暖化対策事業所の従業員は、地球温暖化の対策の推進に関する当該事業所の統括管理者の指導に従わなければならない。  
(テナント等事業者との協力推進体制等)
- 第七条 指定地球温暖化対策事業者は、その指定地球温暖化対策事業所の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う温室効果ガス排出事業者（以下「テナント等事業者」という。）がいる場合においては、当該テナント等事業者と協力して地球温暖化の対策を推進するための体制（以下「協力推進体制」という。）を整備しなければならない。

他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況及びエネルギー使用量について次に掲げる調査及び分析を行い、これらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化を図るために設備又は機器の導入、改修及び運用改善についての提案を行うことができる者であること。

- ア 過去三年間のエネルギー消費実績、光热水費実績並びに設備の保有及び稼働状況の調査
- イ 設備及び機器ごとのエネルギー消費量の実績の調査又は推計
- ウ エネルギー消費量に関する基準となる量の推定
- エ 設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴うエネルギーの使用の合理化の量の推計
- オ 設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴う必要投資額の推定

三 知事が実施する地球温暖化対策計画書の作成等に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了した者であること。ただし、既に技術管理者が選任されている指定地球温暖化対策事業所において新たに技術管理者を選任する場合又は他の指定地球温暖化対策事業所において技術管理者の業務に従事した経験を有する者を選任する場合においては、この限りでない。

- 2 指定地球温暖化対策事業所における事業活動に伴う温室効果ガス排出量の相当程度大きな部分を占めるテナント等事業者として規則で定めるもの（以下「特定テナント等事業者」という。）は、前項の協力推進体制に参画しなければならない。
- 3 特定テナント等事業者以外のテナント等事業者は、第一項の協力推進体制に参画するよう努めなければならない。
- 4 テナント等事業者は、指定地球温暖化対策事業者が第五条の二十五の規定により行う温室効果ガス排出量等の把握及び特定地球温暖化対策事業者が第五条の十一第一項の義務を履行するため行う温室効果ガス排出量の削減に協力しなければならない。
- 5 特定テナント等事業者は、毎年度、地球温暖化の対策に関し、規則で定める事項を記載した計画書（以下「特定テナント等地球温暖化対策計画書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業者を経由して知事に

(特定テナント等事業者)

第四条の二十五 条例第七条第二項に規定する規則で定めるテナント等事業者は、当該テナント等事業者が当該指定地球温暖化対策事業所において使用する事務所、営業所等（以下「特定テナント等事業所」という。）について、次のいずれかに該当するテナント等事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）とする。

- 一 前年度の三月末日において五千平方メートル以上の床面積を使用して事業活動を行っているもの
- 二 前年度の電気（再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の使用量が六百万キロワット時以上となる事業活動を行っているもの

(特定テナント等事業者の計画書の提出)

第四条の二十六 条例第七条第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画期間（特定テナント等事業者に該当した年度から当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所に係る地

提出しなければならない。

球温暖化対策計画書の計画の期間の終了年度までをいう。以下この条及び第五条の二第二項において同じ。)

二 地球温暖化の対策の推進に係る目標

三 前号の目標を達成するための措置の計画及び実施状況

四 計画期間の開始の年度の前年度から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度まで（事務所、営業所等の使用開始前の期間を除く。）の特定温室効果ガス年度排出量。ただし、前条第二号の要件に該当しない特定テナント等事業者にあっては、五千平方メートル未満の床面積を使用して事業活動を行った期間のものを除くことができる。

五 前号の量の算定の基となる燃料等使用量及び燃料等の排出係数

六 前年度における特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量

七 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積その他事業所の概要

八 特定テナント等地球温暖化対策計画書の担当部署

九 その他地球温暖化対策指針に定める事項

2 条例第七条第五項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出は、毎年度十一月末日（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度にあっては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日）までに、別記第一号様式の二十一による特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書に、知事が別に定める様式による特定テナント等地球温暖化対策計画書を添えて行うものとする。ただし、知事が困難と認める理由で当該期日までに提出できない場合にあっては、知事が別に定める日まで（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度にあっては、当該日と当該指定の日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日まで）に行うものとする。

3 前項の特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書には、特定テナント等事業者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに特定テナント等事業者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので特定テナント等事業者の氏名及び住所が確認できないときにあっては、特定テナント等事業者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。

一 令和三年三月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けたいずれかの事業所において特定テナント等事業者として既に

6 特定地球温暖化対策事業所に係る特定テナント等事業者は、特定テナント等地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化の対策を推進しなければならない。

- 提出されている特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書の提出者と同一である場合 印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面
- 二 第二項の特定テナント等地球温暖化対策計画書提出書の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 三 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるもの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
- 四 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面

(添付書類)

第四条の二十七 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるもの並びに当該書面の提出者が個人である場合において、当該印鑑証明書又はこれに準ずるもので当該書面の提出者の氏名及び住所が確認できないときにあっては、当該書面の提出者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

- 一 第四条の五第二項の指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書届出書
- 二 第四条の六の二第三項の事業所区域変更申請書
- 三 第四条の七第一項の指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書
- 四 第四条の七第二項の指定地球温暖化対策事業者変更届出書
- 五 第四条の七第三項の前事業者排出量把握申請書
- 六 第四条の七第四項の前事業者排出量報告書提出書
- 七 第四条の八第一項の指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書
- 八 第四条の十八第一項又は同条第三項の基準排出量決定申請書

(地球温暖化対策計画の公表)

第八条 指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

- 九 第四条の十八の二第三項の基準排出量改定申請書
- 十 第四条の十九第三項の基準排出量変更申請書
- 十一 第四条の二十第一項の優良特定地球温暖化対策事業所認定申請書
- 十二 第四条の二十三第一項の地球温暖化対策計画書提出書
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書面を添付しないことができる。
  - 一 令和三年三月末日までに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所であって、当該事業所に係る前項各号に掲げる書面の提出者が次のいずれかに該当する場合 印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの又は住民票の写し若しくはこれに代わる書面
    - ア 既に提出されている当該事業所に係る所有事業者等届出書の排出有責任者と同一である場合
    - イ 既に提出されている前項各号に掲げる書面のいずれかのうち、直近の提出者と同一である場合
  - 二 前項各号に掲げる書面の提出者が国又は地方公共団体である場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
  - 三 既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるもの記載内容に変更がない場合 印鑑証明書又はこれに準ずるもの
  - 四 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がない場合 住民票の写し又はこれに代わる書面
- (事業者による地球温暖化対策計画の公表等)
- 第五条 条例第八条第一項の規定による公表の内容は、次に掲げる事項を含むものとする。
  - 一 削減義務量及び基準排出量
  - 二 計画期間
  - 三 条例第五条の二十四第一項の削減目標及び当該削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況
  - 四 前年度における特定温室効果ガス年度排出量、その他ガス年度排出量並びに特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量
  - 五 前年度の一次エネルギー換算量の一平方メートル当たりの量
  - 六 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化の対策の推進に係る重要な事項（経営に関する事項その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項を除く。）

2 知事は、地球温暖化対策計画書又は特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

- 2 条例第八条第一項の規定による公表は、地球温暖化対策計画書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して五箇年度の終了する日まで行うものとする。ただし、知事が特に認めた場合は、これによらないことができる。
- 3 条例第八条第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第二条第四項の環境報告書をいう。以下同じ。）への掲載、指定地球温暖化対策事業者の事業所における備置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

（知事による地球温暖化対策計画の公表等）

第五条の二 条例第八条第二項の規定による地球温暖化対策計画書の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画期間
- 二 条例第五条の二十四第一項の削減目標及び当該削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況
- 三 前年度における特定温室効果ガス年度排出量その他条例第五条の十一第一項の義務の履行に関する事項、その他ガス年度排出量並びに特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量

**四 前年度の一次エネルギー換算量の一平方メートル当たりの量**

**五 前各号**に掲げるもののほか、地球温暖化対策計画書に記載する事項（経営に関する事項その他公表することにより指定地球温暖化対策事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）

2 条例第八条第二項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画期間
- 二 地球温暖化の対策の推進に係る目標
- 三 前号の目標を達成するための措置の計画及び実施状況
- 四 計画期間の開始の年度の前年度から特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出する年度の前年度までの特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量

(地球温暖化対策計画書の評価等)

第八条の二 知事は、地球温暖化対策計画書又は特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出があったときは、その内容について、知事が別に定める基準に基づき、評価し、優良であると認める指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者について表彰することができる。

2 知事は、前項の規定による評価について、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(指導及び助言)

第八条の三 知事は、特定テナント等事業者又はテナント等事業者に対し、第七条第四項の規定による協力又は同条第六項の規定による地球温暖化の対策の推進について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第八条の四 知事は、指定地球温暖化対策事業者又はテナント等事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

二 第五条の二十六第一項又は第二項の規定による申請をしなかつたとき。

二 第七条第一項の規定による整備をしなかつたとき。

三 第七条第二項の規定による参画をしなかつたとき。

五 前各号に掲げるもののほか、特定テナント等地球温暖化対策計画書に記載する事項（経営に関する事項その他公表することにより特定テナント等事業者の競争上若しくは事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる事項又は保安上重大な影響を与える事項として知事が認める事項を除く。）

3 条例第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 知事が別に定める日及び時間における東京都環境局（以下「環境局」という。）での閲覧

二 インターネットの利用による公表

(地球温暖化対策計画書の評価の公表)

第五条の三 条例第八条の二第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二 インターネットの利用による公表

2 条例第八条の二第二項の規定による特定テナント等地球温暖化対策計画書の評価の公表は、当該評価が標準以上であると認めるものについて行うものとする。

- 四 第七条第五項の規定による提出をしなかつたとき。
- 五 第八条第一項の規定による公表をしなかつたとき。
- 六 正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第七条第四項の規定による協力又は同条第六項の規定による地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であるとき。
- 2 知事は、前項第六号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。
- (措置命令)
- 第八条の五 知事は、特定地球温暖化対策事業者又は特定地球温暖化対策事業者であった者（以下「特定地球温暖化対策事業者等」という。）が第五条の十一第一項の義務を履行できなかつたと認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業者等に対し、相当の期限を定めて、第一号の量と第二号の量を同量にすることを命ずることができる。
- 一 第五条の十一第一項の算定排出削減量が削減義務量に不足した量に、当該不足の量に十分の三を上限として規則で定める値を乗じて得た値を加えた量
- 二 命令があつた日の属する削減義務期間（第五条の十八の規定により削減義務期間が変更された場合その他の規則で定める場合にあっては、規則で定める期間）における算定排出削減量であつて、知事が認める量のうち、充当記録（当該命令の履行に充てるものとして規則で定める手続により第五条の十九第一項の削減量口座簿に記録することをいう。以下同じ。）を行つた量
- 2 前項の規定による命令があつた場合において、当該命令があつた日の属する削減義務期間における当該特定地球温暖化対策事業者等の第五条の十一第一項の義務に係る算定排出削減量は、充当記録を行つた量のうち知事が認める量を減じた値とする。
- 3 第一項の規定による命令があつた場合において、特定地球温暖化対策事業者等が当該命令の内容を履行しないときは、知事は、当該特定地球温暖化対策事業者等に代わつて、同項第二号の量が同項第一号の量に不足する量と同量の振替可能削減量について充当記録を行うことができる。
- 4 知事は、前項の規定による充当記録の実施のために費用を負担したときは、当該費用については、特定地球温暖化対策事業者等に負担を求めることができる。

(削減義務量の加重)

第五条の四 条例第八条の五第一項第一号に規定する規則で定める値は、十分の三とする。

(措置命令があつた日の属する削減義務期間)

第五条の四の二 条例第八条の五第一項第二号に規定する規則で定める場合及び規則で定める期間は、条例第五条の十八の規定により削減義務期間が変更された場合及び命令があつた日以前の直近の削減義務期間とする。

(充当記録)

第五条の四の三 特定地球温暖化対策事業者等からの申請に基づく条例第八条の五第一項第二号に規定する充当記録又は当該充当記録のための義務充当については、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の二十二による充当記録等申請書により、知事が行うものとする。

- 一 特定地球温暖化対策事業者であった者の一般管理口座番号（当該申請をする者が特定地球温暖化対策事業者であった者の場合に限る。）
- 二 命令に係る指定地球温暖化対策事業所の指定管理口座の口座番号
- 三 前号の指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地
- 四 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称及び電話番号その他連絡先
- 五 命令の履行に充てる算定排出削減量の種類及び数量又は識別番号
- 六 命令に係る削減義務期間

2 前項の義務充当のうち、特定地球温暖化対策事業者であった者から

## 第二款 登録検証機関

### (検証機関の登録)

第八条の六 第五条の十一第四項又は第五条の十六の検証の業務（以下「検証業務」という。）を行おうとする者は、検証業務に関し規則で定める区分（以下「登録区分」という。）ごとに、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、三年とする。ただし、知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた者の更新の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き検証業務を行おうとする者は、第一項の登録を更新する登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

### (検証機関の登録の申請)

第八条の七 前条第一項の規定による登録又は同条第三項の規定による更新の登録を受けようとする者（以下「検証機関登録申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 登録区分

の申請に基づくものにあっては、第四条の二十一の七第三項の規定にかかるわらず、当該特定地球温暖化対策事業者であった者を口座名義人とする一般管理口座に記録されている振替可能削減量において減少の記録をし、当該義務充當に係る指定地球温暖化対策事業所の指定管理口座を経由して、知事の管理口座において当該減少の記録により減少した量と同量の増加の記録をすることにより行うものとする。

### (検証機関等の登録の区分)

第五条の五 条例第八条の六第一項の規則で定める区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証（以下「特定ガス・基準量検証」という。）
- 二 都内削減量及び都外削減量の検証（以下「都内外削減量検証」という。）
- 三 その他ガス削減量の検証
- 四 電気等環境価値保有量の検証
- 五 条例第五条の十五第一項に規定する知事が別に定める基準（以下「優良事業所基準」という。）への適合の検証

### (検証機関の登録の申請)

第五条の六 条例第八条の七第一項の規定による申請は、別記第二号様式による検証機関登録申請書により行わなければならない。

- 2 条例第八条の七第一項の申請書（条例第八条の六第三項の規定による更新の登録に係るものに限る。）の提出は、同条第二項の有効期間の満了の日前三十日までに行わなければならない。

- 三 検証業務を行う営業所の名称及び所在地
- 四 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 五 第三号の営業所ごとに置かれる検証主任者（第八条の十三第一項に規定する検証主任者をいう。）の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、検証機関登録申請者が第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 条例第八条の七第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 検証機関登録申請者の役員が条例第八条の九第一項五号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
  - 二 検証機関登録申請者が置いた条例第八条の十三第一項の検証主任者が第五条の十一第一項各号に掲げる登録区分ごとに、当該各号に掲げる者に該当する者であることを証する書面
  - 三 検証機関登録申請者が条例第八条の十三第三項各号の措置を実施していることを証する書面
  - 四 登記事項証明書及び印鑑証明書又はこれに準ずるもの
  - 五 営業所の名称及び所在地を記載した書面
  - 六 検証機関登録申請者の役員の略歴を記載した書面
- 4 前項の規定にかかわらず、条例第八条の六第三項の規定による更新の登録を受けようとする検証機関登録申請者にあっては、前項第二号から第六号までに掲げる書類のうち、その記載の内容が、既に知事に提出した第一項の検証機関登録申請書に添付したもの（第五条の九第一項の登録検証機関登録事項変更届を提出した場合にあっては、同条第二項の規定により当該届出に添付したもの）から変更がないもの（前項第四号に掲げる書類にあっては、当該更新の登録を受けようとして当該検証機関登録申請書を提出する日前六月以内に作成されたものを既に知事に提出している場合に限る。）については、添付することを要しない。
- 5 知事は、前項に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、次に掲げる者に係る登記事項証明書又は印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの提出を求めることができる。
- 一 検証機関登録申請者の役員（当該役員が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。））
  - 二 検証機関登録申請者が選任した検証主任者
- 6 第三項第一号の誓約する書面は、別記第二号様式の二による検証機

(検証機関の登録の実施)

第八条の八 知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否するときを除くほか、遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を登録検証機関登録簿に記載して、登録しなければならない。

- 一 登録年月日、登録番号及び登録区分
- 二 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を検証機関登録申請者に通知しなければならない。

3 知事は、規則で定めるところにより、第一項の登録検証機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(検証機関の登録の拒否)

第八条の九 知事は、検証機関登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第八条の七第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第八条の十三第一項又は第三項に規定する要件を欠くとき。
- 二 この節の規定又はこの節の規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないとき。
- 三 第八条の十九第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しないとき。
- 四 第八条の十九第一項の規定により検証業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しないとき。
- 五 その役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
  - ア 第二号に該当する者

関登録申請者誓約書によるものとする。

7 第三項第六号の書面は、別記第二号様式の三による検証機関登録申請者略歴書によるものとする。

(登録検証機関登録簿等)

第五条の七 条例第八条の八第一項の規定による登録は、別記第二号様式の四による登録検証機関登録簿により行うものとする。

2 条例第八条の八第一項第三号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検証業務を行う営業所の名称及び所在地
- 二 検証主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 三 役員の氏名

3 条例第八条の八第二項の規定による当該申請者への通知は、別記第二号様式の五による登録検証機関登録通知書により行うものとする。

4 条例第八条の八第三項の規定による登録検証機関登録簿の閲覧は、知事が別に定める日及び時間において、環境局で行うものとする。

イ 第八条の十九第一項の規定により登録を取り消された登録検証機関において、その処分のあった日前三十日以内にその役員であったものであって、その処分のあった日から二年を経過しないもの

ウ 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又はイのいずれかに該当するもの

- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該検証機関登録申請者に通知しなければならない。

(検証機関の登録事項の変更の届出)

第八条の十 登録検証機関は、第八条の七第一項各号に掲げる事項（登録区分を除く。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第一項第一号又は第五号に該当するときを除き、届出があつた事項を登録検証機関登録簿に登録しなければならない。

- 3 第八条の七第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(検証機関の廃業等の届出)

第八条の十一 登録検証機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- 一 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員で

(登録拒否通知書)

第五条の八 条例第八条の九第二項の規定による通知は、別記第二号様式の六による検証機関登録拒否通知書により行うものとする。

(登録事項変更の届)

第五条の九 条例第八条の十第一項の規定による変更の届出は、別記第二号様式の八による登録検証機関登録事項変更届により行わなければならない。

- 2 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を同項の登録検証機関登録事項変更届に添付しなければならない。
- 一 条例第八条の七第一項第一号の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更 登記事項証明書
  - 二 条例第八条の七第一項第四号の役員の就任 登記事項証明書並びに第五条の六第三項第一号及び第六号の書面
  - 三 条例第八条の七第一項第四号の役員の氏名の変更（前号に該当する場合を除く。）又は同号の役員の退任 登記事項証明書
  - 四 条例第八条の七第一項第五号の検証主任者の追加 第五条の六第三項第二号の書面
- 3 第五条の六第五項の規定は、前項の変更について準用する。

(廃業等の届)

第五条の十 条例第八条の十一第一項の規定による届出は、別記第二号様式の九による登録検証機関廃業等届により行わなければならない。

あつた者

二 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

2 登録検証機関は、検証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 登録検証機関が第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は都内における検証業務の全部を廃止したときは、当該登録検証機関の登録は、その効力を失う。

(検証機関の登録の抹消)

第八条の十二 知事は、登録検証機関の登録がその効力を失ったとき、又は第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消したときは、登録検証機関登録簿から当該登録検証機関の登録を抹消しなければならない。

(検証主任者の設置等)

第八条の十三 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるもののうちから規則で定める人数以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

2 条例第八条の十一第二項の規定による届出は、別記第二号様式の十による登録検証機関検証業務廃止等届により行わなければならない。

(検証主任者)

第五条の十一 条例第八条の十三第一項に規定する検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるものは、次に掲げる登録区分に応じ、当該各号に掲げる者として、別に定めるところによる知事への申請に基づく登録が有効期間内にある者とする。

一 特定ガス・基準量検証 特定ガス・基準量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、検証主任者の登録の申請の日（以下この条において「申請日」という。）前三年間以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する特定ガス・基準量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

二 都内外削減量検証 都内外削減量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、若しくはエネルギーの使用的合理化又は温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言又は性能検証の業務に合計一年以上従事している者のうち、知事が実施する都内外削減量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

三 その他ガス削減量の検証 その他ガス削減量の検証業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計三件以上あり、かつ、知事が実施

- 2 前項の検証主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。
- 一 検証業務がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反して行われていないことの確認に関すること。
  - 二 検証業務の実施の計画の立案に関すること。
  - 三 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定に関すること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、検証業務の適正な実施の確保に関すること。
- 3 登録検証機関は、検証業務の信頼性の確保のため、次に掲げる措置をとらなければならない。
- 一 検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成すること。
  - 二 前号の文書に記載されたところに従い検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置くこと。
- (検証業務の実施等)

第八条の十四 登録検証機関は、検証業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検証業務を行わなければならない。

するその他ガス削減量の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

四 電気等環境価値保有量の検証 電気等環境価値保有量の検証業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する電気等環境価値保有量の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

五 優良事業所基準への適合の検証 優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計三年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了し、かつ、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士又は第四条の二十四第三項第一号イからエまでのいずれかに該当する者(同号イに該当する者のうち、第二次試験の技術部門が建設部門、環境部門又は総合技術監理部門(第二次試験の選択科目として建設部門又は環境部門を選択した場合に限る。)である者を除く。)

2 条例第八条の十三第一項に規定する規則で定める人数は、一名とする。

(検証業務の実施方法)

- 2 登録検証機関は、公正に、かつ、規則で定める方法により検証業務を行わなければならない。
- 3 登録検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものが設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

第五条の十二 条例第八条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、次に定めるとおりとする。

- 一 検証実施に当たり事前に検証計画を作成すること。
- 二 検証主任者以外の者が検証業務に従事する場合にあっては、当該者に、前条第一項各号に規定する知事が実施する当該検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了させること。
- 三 優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあっては、検証主任者を一名以上当該調査に立ち会わせること。ただし、検証主任者が前条第一項第五号に規定する優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者（以下この号において「講習会修了者」という。）に調査内容の指示を行い、かつ、当該調査時に監督及び助言を行う体制を確保する場合には、当該調査（知事が別に定める部分に限る。）について、講習会修了者の立会いをもって検証主任者の立会いに代えることができる。
- 四 検証の結論の決定は、書類調査又は実地調査により得られる適正な証拠に基づいて行い、検証の結果の報告は知事が別に定める様式により行うこと。
- 五 自らの検証業務規程に定める検証業務の実施方法に反しないこと。
- 六 前各号に定めるもののほか、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に基づき検証業務を実施すること。

2 条例第八条の十四第三項に規定する登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 当該登録検証機関
- 二 当該登録検証機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録検証機関を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする株式会社をいう。）
- 三 役員又は職員（検証業務を行う日の前二年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該登録検証機関の役員に占める割合が二分の一を超える事業者
- 四 役員又は職員のうちに当該登録検証機関（法人であるものを除く。）又は当該登録検証機関の代表権を有する役員が含まれている事業者
- 五 当該登録検証機関との取引関係その他の利害関係が検証業務に

(検証機関の秘密保持義務)

第八条の十五 登録検証機関の役員若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(検証業務規程)

第八条の十六 登録検証機関は、検証業務に関する規程（以下「検証業務規程」という。）を定め、検証業務の開始前に、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 検証業務規程には、検証業務の実施方法、検証業務に関する料金その他の規則で定める事項を定めておかなければならない。

(帳簿の備付け等)

第八条の十七 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の営業所ごと

影響を及ぼすおそれがある事業者として知事が別に定めるもの

(検証業務規程の届出)

第五条の十三 条例第八条の十六第一項の規定による届出は、検証業務規程を定めた場合にあっては当該検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の二週間前までに、検証業務規程を変更しようとする場合にあっては当該変更後の検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の二週間前までに別記第二号様式の十一による検証業務規程届出書に、検証業務規程（変更の場合にあっては、変更後のもの）を添えて、行わなければならない。

2 条例第八条の十六第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 検証業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 検証業務の対象となる事業所等の場所に関する事項
- 三 検証業務の料金に関する事項
- 四 検証業務を実施する者並びに検証業務の管理及び精度の確保を行う者の選任、解任及び配置に関する事項
- 五 検証業務に関する秘密の保持に関する事項
- 六 検証業務に関する書類の保存に関する事項
- 七 財務諸表等の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
- 八 前各号に定めるもののほか、検証業務に関し必要な事項

(添付書類)

第五条の十三の二 次に掲げる書面には、当該書面の提出者の印鑑証明書又はこれに準ずるものを添付しなければならない。

- 一 第五条の九第一項の登録検証機関登録事項変更届
- 二 第五条の十第一項の登録検証機関廃業等届
- 三 第五条の十第二項の登録検証機関検証業務廃止等届
- 四 前条第一項の検証業務規程届出書

2 前項の規定にかかわらず、既に提出されている印鑑証明書又はこれに準ずるものの記載内容に変更がない場合にあっては、印鑑証明書又はこれに準ずるものを添付しないことができる。

(帳簿の記録、資料等)

第五条の十四 条例第八条の十七に規定する規則で定める事項は、次に

に帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、当該帳簿及び検証業務に係る規則で定める資料を、規則で定めるところにより、保存しなければならない。

- 掲げるとおりとする。
- 一 検証業務を行った年月日
  - 二 検証業務の対象とした事業所等の名称及び所在地
  - 三 検証業務を行った検証主任者の氏名
  - 四 検証業務の登録区分
- 2 条例第八条の十七に規定する規則で定める資料は、次に掲げるものとする。
- 一 検証業務に関する契約書
  - 二 検証結果報告書
  - 三 購買伝票その他の燃料等の使用の状況を証する書類（検証業務の対象となる事業所等が都外にあるものに限る。）
  - 四 前三号に関連する資料
- 3 条例第八条の十七の規定による帳簿及び資料の保存方法は、記載の日から七年間、営業所ごとに当該帳簿及び当該帳簿に係る前項の資料を保存する方法とする。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第八条の十八 登録検証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 指定地球温暖化対策事業者その他の利害関係人は、登録検証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号の請求をするに当たっては、登録検証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

（検証機関の登録の取消し等）

第八条の十九 知事は、登録検証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその検証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第八条の六第一項又は第三項の登録を受けたとき。
- 二 第八条の九第一項第二号又は第五号に該当することとなったとき。
- 三 第八条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第八条の十一第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚

（登録の取消し又は営業の停止）

第五条の十五 条例第八条の十九第一項の規定による登録検証機関の登録の取消しは、別記第二号様式の十二による登録検証機関登録取消通知書の交付により行うものとする。

2 条例第八条の十九第一項の規定による検証業務の全部又は一部の停止命令は、別記第二号様式の十三による登録検証機関業務停止命令書の交付により行うものとする。

偽の届出をしたとき。

五 第八条の十四第三項の規定に違反したとき。

六 第八条の十六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかつたとき。

八 前条第一項の規定に違反したとき。

九 次条又は第八条の二十一の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合において、取消しの日までに実施された検証について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

3 第八条の九第二項の規定は、第一項の規定による処分をした場合に準用する。

(適合命令)

第八条の二十 知事は、登録検証機関が第八条の十三第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、当該規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第八条の二十一 知事は、登録検証機関が第八条の十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、検証業務を行うべきこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公示)

第八条の二十二 知事は、次の場合には、その旨及び規則で定める事項を公示しなければならない。

一 第八条の八第一項の規定による登録をしたとき。

二 第八条の十第一項の規定による届出があったとき(第八条の七第一項第三号に掲げる事項に変更があったときに限る。)。

三 第八条の十一第一項又は第二項の規定による届出があったとき。

四 第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消し、又は検証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(公示事項)

第五条の十六 条例第八条の二十二に規定する規則で定める事項は、次の表の上欄の区分に応じ、当該下欄に掲げる事項とする。

条例第八条の八第一項の規定による登録をしたとき。	一 登録検証機関の法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 二 検証業務を行う営業所の名称及び所在地 三 登録年月日、登録番号及び登録区分
条例第八条の十第一項の規定による届出があったとき。	一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分並びに法人の名称及び代表者の氏名

	<p>二 変更の前後の営業所の名称及び所在地 三 変更する年月日</p>
条例第八条の十一第一項の規定による届出があったとき。	<p>一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分並びに法人の名称及び代表者の氏名 二 条例第八条の十一第一項各号のうち該当する届出の事由 三 廃業等の年月日</p>
条例第八条の十一第二項の規定による届出があったとき。	<p>一 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分並びに法人の名称及び代表者の氏名 二 休止し、又は廃止する検証業務の範囲 三 休止の期間（休止する場合に限る。） 四 廃止の年月日（廃止する場合に限る。）</p>
第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消したとき。	<p>一 登録を取り消した登録検証機関の登録番号、登録区分並びに法人の名称及び代表者の氏名 二 登録を取り消した理由 三 取消しの年月日</p>
第八条の十九第一項の規定により検証業務の全部又は一部の停止を命じたとき。	<p>一 検証業務の停止を命じた登録検証機関の登録番号、登録区分並びに法人の名称及び代表者の氏名 二 停止する検証業務の範囲 三 検証業務の停止を命じた理由 四 停止の期間</p>

(申請書等の提出)

第五条の十六の二 第八十二条の規定にかかわらず、条例第二章第二節の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書（この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。以下この条において「提出書等」という。）の正本の提出に加え、その写し一通の添付に代えて、提出書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により行うことができる。

## 第六章 雜則

(処分についての意見の申出)

第八十条 条例第五条の八第一項、同条第三項、第五条の十三第一項、第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、同条第四項、第五条の十八、第五条の二十六第三項、第八条の五第一項、第八条の九第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、第八条の二十一、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第九十一条、第九十八条第四項、第一百二条、第一百三条、第一百十四条第一項、同条第二項、同条第四項、第一百十五条第二項、同条第三項、同条第五項、第一百十六条第四項(第一百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第一百十六条第五項(第一百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第一百十六条第七項(第一百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第一百二十五条第二項、第一百三十九条又は第一百五十五条第二項の規定による命令その他の処分を受けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処分のあったことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による意見がその事務所に到達したときは、その日からおおむね十四日以内に当該意見を審査し、当該意見を申し出した者に対しその結果を通知するとともに、相当の理由があると認めるときは、当該処分に係る期限、履行の方法等を変更するものとする。この場合において、知事は、審査に当たって必要があると認めるときは、学識経験者等の意見を聞くものとする。

#### (立入検査等)

第一百五十二条の二 知事は、この条例第二章の施行に必要な限度において、関係職員に、第五条の七第六号の事業所、口座名義人若しくは登録検証機関の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定により立入検査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるもの、東京都地球温暖化監察員と称するものとする。

4 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (立入調査)

第一百五十三条 知事は、第五条の六第一項、第八条の二第一項、第八条の三、第八条の四第一項、第八条の二十五、第九条第一項及び第二項

#### (立入検査証等)

#### 第八十一条

(略)

2 条例第一百五十二条の二第二項の規定による証明書の様式は、別記第三十七号様式の二のとおりとする。

並びに第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、温室効果ガス排出事業者の同意を得て、その事業所、事務所、営業所その他の場所に立ち入り、地球温暖化の対策の実施状況について調査させることができる。

- 2 知事は、第十七条の二十二、第十七条の二十三第一項及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、熱電併給設備を設置しようとする事業者、熱電併給設備の所有者若しくは管理者、エネルギー供給受入者又は熱供給の受入検討建築主等の同意を得て、特定開発区域等、エネルギー供給を行う区域又はこれに隣接し、若しくは近接する区域、これらの区域内の建築物、エネルギーを供給する施設又は熱電併給設備の存する施設、再生可能エネルギー及び有効利用を図ることが可能なエネルギーを利用する場所その他の場所に立ち入り、エネルギー有効利用指針に基づく環境への負荷の低減のための措置について調査させることができる。
- 3 知事は、第二十四条、第二十五条及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築主、特別大規模特定建築物工事完了届出者又はマンション販売等受託者の同意を得て、その建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置、エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値に係る措置、マンション環境性能表示又は環境性能評価書の交付の実施状況について調査させることができる。
- 4 知事は、第二十五条の七、第二十五条の八及び第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。
- 5 前各項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、当該各項に規定する者その他の関係人に提示しなければならない。

(報告の徵収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、口座名義人、登録検証機関、特定エネルギー供給事業者、特定開発事業者、地域エネルギー供給事業者、利用可能エネルギーに係る事業者、他の地域エネルギー供給事業者、エネルギー供給受入者、熱供給の受入検討建築主等、特定建築主、特別大規模特定

3 条例第百五十三条第五項の規定による証明書の様式は、別記第三十八号様式のとおりとする。

建築物工事完了届出者、マンション販売等受託者、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

2 知事は、工場を設置している者、指定作業場を設置している者又は第百三十五条の規定により地下水を揚水している者が、第九十七条又は第百三十五条に規定する報告を怠っているときは、期限を定めて、当該報告を行うことを命ずることができる。

(違反者の公表)

第百五十六条 知事は、第五条の六第一項、第八条の四第一項、第九条第一項若しくは第二項、第九条の七、第十七条の二十三第一項、第二十五条、第二十五条の八、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条、第五十六条又は第百二十条第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条又は第六十条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、規制基準その他のこの条例に定める遵守すべき事項に違反して著しくばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生し、又は発生させ、かつ、知事の改善命令その他のこの条例による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前三項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(委任)

第百五十七条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第七章 罰則

第百五十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十五条、第九十八条第四項、第百十四条第二項若しくは第四項、第百二十一条第二項又は第百三十九条の規定による命令に違反した者

(申請書等の提出部数)

第八十二条 条例の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書（この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。）の正本に、その写し一通を添えてしなければならない。

二 第百二条又は第百三条の規定による命令又は処分に違反した者  
第百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の五第一項、第八条の十九第一項、第四十二条第一項、第五十八条、第六十条、第百十五条第三項若しくは第五項又は第百十六条第五項(第百十六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。)若しくは第七項(第百十六条の二第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

一の二 第五条の二十二第三項、第四項若しくは第六項又は第五条の二十六第二項の規定による申請に関し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者

一の三 第六条の規定による地球温暖化対策計画書を提出せず、又は同条第一号若しくは第五号から第十一号までの事項について虚偽の報告をした者

一の四 第八条の六第一項又は第三項の登録を受けないで検証業務を行った者

一の五 不正の手段により第八条の六第一項又は第三項の登録を受けた者

一の六 第八条の十五の規定に違反した者

一の七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかつた者

二 第八十一条第一項の規定による認可を受けないで、工場を設置した者

第百六十条 次の各号の一に該当する者は、二十五万円以下の罰金に処する。

一 第五条の八第二項、第五条の十第一項又は第八十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五条の十三第三項又は第五条の十四第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

三 第五条の二十六第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をした指定地球温暖化対策事業者

第百六十条の二 第五条の二十一第一第五項の規定による申請に関し虚偽の申請をし、又は同条第八項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした指定地球温暖化対策事業者は、二十万円以下の罰金に

処する。

第百六十一条 次の各号の一に該当する者は、十五万円以下の罰金に処する。

- 一 第八十二条第一項の規定による認可を受けないで、第八十一条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者
- 一の二 第六条の二第一項又は第二項の規定に違反した者
- 二 第九十一条又は第百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第九十二条第一項の規定に違反して、指定作業場を設置し、又は第八十九条第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第百五十二条第一項の規定による立入り、検査若しくは採取、第百五十二条の二第一項の規定による立入り若しくは検査又は第百五十四条第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

第百六十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八十四条第一項、第八十六条又は第九十八条第一項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第八十四条第三項の規定に違反して、工場又は工場の変更部分の使用を開始した者
- 三 第九十八条第二項の規定による計画を提出しなかった者
- 四 第百三十四条第四項又は第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百六十三条 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

一 第二十八条第一項若しくは第二項若しくは第九十九条の規定による計画書又は第百十一条第二項の規定による方法書を提出しなかつた者

二 第五条の九第一項若しくは第二項、第八条の十一第一項若しくは第二項、第八十七条（第九十三条第一項の規定により準用する場合を含む。）又は第八十八条第三項（第九十三条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五条の九第四項、第二十九条、第百十条第一項又は第百五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（両罰規定）

第百六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、第百五十八条から前条

までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(過料)

第百六十五条 詐欺その他不正の行為により、第八十三条第一項の規定による手数料の徴収を免れた者は、当該徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第百八条から第百二十二条までの規定は平成十三年十月一日から、第二十条から第二十五条までの規定は平成十四年六月一日から、第三十七条から第四十条まで及び第四十二条の規定は平成十五年十月一日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の東京都公害防止条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた認可、命令その他の処分又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりされている申請、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当の規定に基づいてされた処分又は手続とみなす。

3 から 6 まで（略）

附 則（令和7年条例第 144号）

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条の七第十五号ただし書、第五条の十一、第五条の二十四、第五条の二十五及び第六条の規定は、算定の対象となる年度が令和八年度以後である削減義務量、算定排出削減量、削減目標、温室効果ガス及び地球温暖化対策計画書について適用し、算定の対象となる年度が令和七年度以前である削減義務量、算定排出削減量、削減目標、温室効果ガス及び地球温暖化対策計画書については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第五条の十第一項第三号括弧書の規定は、令和六年四月一日以後に当該規定に該当した指定地球温暖化対策事業所についても適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第五十一条から第五十八条までの規定は同年十月一日から、第六条第八号から第十二号までの規定は平成十四年四月一日から、第十条から第十三条までの規定は同年六月一日から施行する。

(経過規定)

2 この規則第四条第一項の規定は、平成十三年度以後の事業所の燃料及びこれを熱源とする熱の年度の使用量並びに電気の年度の使用量について、適用する。

3 から 12 まで（略）

附 則（令和7年規則第 193号）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の二第三項、第四条の三の二、第四条の三の三、第四条の十一及び第四条の十三の三の規定は、算定の対象となる年度が令和八年度以後である原油換算エネルギー使用量、基準排出量、超過削減量及び法対象直接排出量に係る算定を行う場合について適用し、算定の対象となる年度が令和七年度以前である原油換算エネルギー使用量、基準排出量、超過削減量及び法対象直接排出量に係る算定を行う場合については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別記第一号様式の三及び別記第一号様式の十七による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和五年東京都条例第八十六号）附則第三項の規定により削減義務率が減少した事業所にあっては、改正後の条例第五条の十五第六項中「第二項」とあるのは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（令和五年東京都条例第八十六号）附則第三項」と、「超過削減量の上限」とあるのは「削減義務率」と読み替えるものとする。

5 改正後の条例第五条の十五第四項、第六項及び第七項の規定は、この条例の施行後にした行為について適用し、この条例の施行前にした行為については、なお従前の例による。